平成25年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児 童 発 達 支 援 部 会

はじめに

平成25年度の福祉型障害児入所施設実態調査の結果を報告するに当たり、調査にご協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成24年4月に改正児童福祉法が施行され、障害児入所施設においては障害種別が一元化されるとともに、20歳以上の在所延長規定が廃止されました。この改正により、平成30年3月末の経過措置期間終了までに、各施設は①障害児施設として維持、②障害者施設に転換、③障害児施設と障害者施設を併設の3つの選択肢の中から一つを選んで移行しなければなりません。調査結果では、約7割の施設が「障害児施設として維持」する意向を示していますが、経過措置期間終了まであと3年となり、各施設の動向が注目されます。

また、昨年7月には「障害児施設の在り方に関する検討会」報告書が出され、『障害児入所施設が担うべき機能として、①重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応のための「発達支援機能(医療も含む)」、②退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行、就労へ向けた対応のための「自立支援機能」、③被虐待児童等の対応のための「社会的養護機能」、④在宅障害児及び家族への対応のための「地域支援機能」が考えられる。それらを基本としつつ、今後の入所施設の在り方について検討し、その機能の活用を図るべきである。』『障害児入所施設については、「子どもが育つ環境を整える子どもの施設」「子ども本人が望む暮らしを保障する施設」といった幼児期からの子どもの育ち、発達に係る基本的な観点から、より家庭に近い生活環境、少人数の生活の場、普通の暮らしの環境、個々に配慮した生活環境とすべきである。小規模グループケアを推進するとともに、専門里親等の活用も含めて、より家庭に近い暮らしの場を提供する方向性の検討が必要である。』などのように、今後の障害児入所施設の在り方について言及されています。

今年度の調査では対象施設244施設に対して回答数が173施設,回答率70.9%と,回収率が昨年度より4.1ポイント下がりました。来年度以降の調査については,調査項目や集計表の整理を行うとともに,上記報告書に示されている今後の障害児入所施設の在り方を念頭に置いた調査内容となるよう検討し,回収率の向上に努めたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

平成27年3月

児童発達支援部会 副部会長 水 流 純 大

目 次

は	Ľ	こ め	(Z······	·75
調	查	£ 経	過	·78
Ι	施	設の	伏況·······	·79
	1.	施設	数	
	2.	設立?	年代	
	3.	「11年	5月者併設型」施設の状況	
	4.	地域	立地の状況	
	5.	児童の	の出身エリア	
	6.	定員	の状況	
	7.	在籍	数の状況	
	8.	充足	率(在籍率)	
	9.	措置	・契約の決定率	
I	児	量の	伏況	·87
	1.	年齢	の状況	
	2.	入所	時の年齢	
	3.	在籍	期間	
	4.	入所	の状況	
	5.	退所	の状況	
	6.	進路	の状況	
	7.	家庭	の状況	
	8.	就学	の状況	
	9.	障害	程度の状況	
	10.	重複	障害の状況	
	11.	療育	上の困難な課題の状況	
	12.	医療	対応の状況	
${\rm I\hspace{1em}I}$	施	設の	設備・環境と暮らしの状況	119
	1.	施設	建物の形態	
	2.	居住	スペースと生活支援スタッフの構成	
	3.	居室	の状況	
	4.	「自活	f訓練事業」の取り組み状況	

5. 苦情解決等の実施状況

V	在	宅支援サービスの状況	126
	1.	障害児等療育支援事業及び障害児相談支援事業等の実施状況	
4	2.	短期入所事業の実施状況	
;	3.	日中一時支援事業の実施状況	
4	4.	児童発達支援事業・放課後等デイサービスの実施状況	
į	<u>5</u> .	居宅介護事業 (ホームヘルプ) の実施状況	
(ŝ.	グループホーム等の実施状況	
7	7.	福祉教育事業の実施状況	
8	3.	在宅支援サービスの実施状況	
V	職	貴 員の状況	134
-	1.	職員の配置状況	
4	2.	職員の勤務状況	
;	3.	夜間勤務の状況	
4	4.	児童と直接処遇(支援)職員の比率	
VI	施	5設運営・経営の課題	139
-	1.	施設の運営費	
4	2.	今後の施設整備計画	
;	3.	在所延長規定の廃止に伴う今後の計画	
4	4.	在所延長している児童の見通し(本人の能力等からみて)	
į	<u>5</u> .	児童相談所との関係	
(ŝ.	契約での利用に関する対応	
調		查 票	150

調查経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の施設名簿により知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設(244施設)に送付

調 查 日 平成25年10月1日

回答数 173施設 回収率70.9%

- ○調査データは、平成25年10月1日を基本とし、24年度(H24.4.1~H25.3.31)の実績を対象としている。
- ○割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- ○設置主体は、公立公営(事業団含む)、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立 と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- ○地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- ○児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- ○平成11年に導入された併設型施設については、「11年児者併設型」施設と記し、昭和36年の併設施設は、 「併設施設」として区別している。
- ○「24年調査」「前年調査」の表記は、平成24年度全国知的障害児施設実態調査報告をさし、「全国調査」 は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業所実態調査を引用している。
- ○総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- ○項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

I施設の状況

回答施設県別一覧

地	1区	県	施設	定員	現員	措置	契約	充足率	措置率	24年 充足率	24年度 措置率
	1	北海道	7	277	243	83	160	92.3	34.2	92.3	34.5
	2	青 森	7	290	216	34	182	69.4	15.7	69.4	18.8
	3_	岩 手	3	110	104	29	75	94.5	27.9	100	27.3
東	4	宮城	1	10	10	2	8	100	20.0	100	20.0
مالـ	5_	秋田	4	130	116	8	108	89.2	6.9	96.9	7.1
北	6	山形	3	90	43	12	31	47.8	27.9	55.0	33.3
	7	福島	7	290	217	120	97	74.8	55.3	82.1	45.4
	0	小計 茨 城	25	920 260	706 259	205 97	501 162	76.7 99.6	29.0	82.4	26.5 33.8
	8	栃木	8	100	99	39	60	99.0	37.5 39.4	96.5 102.9	45.8
	10	群馬	3	124	115	37	78	92.7	32.2	87.2	39.9
	11	埼玉	5	185	143	69	74	77.3	48.3	66.5	30.1
関	12	千 葉	5	212	211	111	100	99.5	52.6	93.8	59.3
東	13	東京	3	120	118	42	76	98.3	35.6	94.4	43.1
果	14	神奈川	7	300	284	174	110	94.7	61.3	82.0	59.1
	15	山梨	1	70	63	40	23	90.0	63.5	75.7	67.9
	16	長 野	1	30	28	11	17	93.3	47.0	88.3	46.7
		小計	36	1,401	1,320	620	700	94.2	47.0	88.3	46.7
	17	静岡	7	317	213	198	15	67.2	93.0	79.1	72.6
東	18	愛 知	4	219	179	167	12	81.7	93.3	87.7	96.3
\ <u></u>	19	岐 阜	2	90	86	54	32	95.6	62.8	94.4	61.2
海	20	三重	4	153	121	116	5	79.1	95.9	91.8	80.0
	01	小計	17	779	599	535	64	76.9	89.3	85.3	79.3
l	21	新潟	8	210	196	38	158	93.3	19.4	72.1	16.8
北	22 23	富山石川	2	100 40	83 39	38	45 28	83.0	45.8 28.2	58.0 92.0	62.1 10.9
陸	24	福井	2 2	35	34	11 15	19	97.5 97.1	44.1	100	40.0
	24	<u> </u>	14	385	352	102	250	91.4	29.0	74.2	27.9
	25	滋賀	1	60	47	17	30	78.3	36.2	87.0	56.3
	26	京都	3	120	92	19	73	76.7	20.7	72.5	20.7
近	27	大阪	6	330	286	144	142	86.7	50.3	89.8	48.5
	28	兵 庫	7	259	237	98	139	91.5	41.4	97.6	37.4
畿	29	奈 良	1	30	29	16	13	96.7	55.2	87.5	57.1
	30	和歌山	2	80	77	41	36	96.3	53.2	97.5	42.3
		小計	20	879	768	335	433	87.4	43.6	88.7	42.8
	31	鳥取	1	65	58	19	39	89.2	32.8	78.8	25.4
中	32	島根	6	240	231	70	161	96.3	30.3	73.3	59.1
T.	33	岡山	1	50	41	24	17	82.0	58.5	79.6	67.8
国	34	広島	7	236	234	59	175	99.2	25.2	83.8	46.6
	35	中口	2	70	64	17	47	91.4	26.6	90.0	25.0
-	36	小計 徳 島	17 2	661 110	628 84	189 34	439 50	95.0 76.4	30.1 40.5	83.6 75.4	48.9 34.7
四		香川	2	56	47	23	24	83.9	48.9	86.0	46.5
	38	愛媛	3	70	62	8	54	88.6	12.9	90.0	10.1
国		高知	1	40	39	9	30	97.5	23.1	100	22.5
	0.0	小計	8	276	232	74	158	84.1	31.9	84.8	26.1
	40	福岡	6	230	197	118	79	85.7	59.9	90.9	55.5
	41	佐賀	2	70	63	44	19	90.0	69.8	82.9	72.4
	42	長崎	3	130	102	26	76	78.5	25.5	90.0	25.0
九	43	熊 本	3	120	89	35	54	74.2	39.3	85.2	35.2
	44	大 分	3	122	108	41	67	88.5	38.0	92.4	25.0
州	10	宮崎	3	105	72	35	37	68.6	48.6	71.4	44.0
	46	鹿児島	5	172	144	25	119	83.7	17.4	77.2	4.3
	47	沖縄	4	102	96	49	47	94.1	51.0	97.1	61.6
<u></u>		小計	29	1,051	871	373	498	82.9	42.8	86.3	40.1
	;	総計	173	6,629	5,719	2,516	3,203	86.3	44.0	85.8	44.1

1. 施設数

施設数〔表1〕は、調査対象244施設のうち、回答のあった173施設の状況である。児・者併設型を導入し、本体施設が障害者支援施設となったものも含まれる。

設置主体別では、公立公営38施設(22.0%)、公立民営19施設(11.0%)、 民立民営が116施設(67.1%)となっている。公立系施設は、児童福祉法 施行当初から障害児福祉の担い手としての公的責任において自治体が施設



設置主体別の状況

を設置してきた背景があり全体に占める比率が高かったが、指定管理者制度、民間委譲が進んでいることから近年減少傾向にある。地区別の公民比率は、民立施設が北海道85.7%、九州82.8%、近畿80.0%の順に高くなっている。北陸地区は一昨年度調査では民立民営が25.0%、公立公営が75.0%と他地区と比較して公立公営の割合が際立って高かったが、昨年度調査では民立民営が41.7%、今年度調査では35.7%となっており、民営化が進んでいるようである。

表 1 施設数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	173		7	25	36	17	14	20	17	8	29
%	100		4.0	14.5	20.8	9.8	8.1	11.6	9.8	4.6	16.8
公立公営	38	22.0	1	10	6	4	8	3	2	3	1
公立民営	19	11.0	0	3	7	2	1	1	1	0	4
民立民営	116	67.1	6	12	23	11	5	16	14	5	24
*地区	区別民立施	設の比率	85.7	48.0	63.9	64.7	35.7	80.0	82.4	62.5	82.8

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、グラフのとおり昭和35年から44年の10年間に88施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。 開設40年以上(昭和49年以前開設)が149施設(86.1%)となっている。

60 50 40 30 20 10 大 29 34 39 44 49 54 59 年 正 年 年 年 年 年 年 年 15 年

表2 設立年代

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
~大正15年	1	0.6	0	0	0	0	0	1	0	0	0
昭和元年~29年	24	13.9	0	2	6	1	1	6	4	1	3
昭和30年~34年	17	9.8	0	3	5	3	2	1	2	0	1
昭和35年~39年	34	19.7	1	3	10	1	5	5	2	2	5
昭和40年~44年	54	31.2	4	10	4	9	3	4	6	2	12
昭和45年~49年	19	11.0	1	3	7	1	0	2	1	1	3
昭和50年~54年	5	2.9	0	1	1	1	0	0	0	0	2
昭和55年~59年	5	2.9	1	0	2	0	1	0	1	0	0
昭和60年~	14	8.1	0	3	1	1	2	1	1	2	3

3. 「11年児者併設型」施設の状況

平成11年に導入された児・者併設型施設(別名「児童施設有効活用策」と称された)の導入状況〔表 3〕は、導入している施設が21施設(12.1%)、うち公立系が5施設、民立が16施設となっている。 本体施設の種別〔表4〕では、本体児童が8施設に対し、本体成人が11施設となっている。

表3 「11年児者併設型」施設の導入数

	施設数	施設比 (%)	設置主体 比(%)	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設数	21	12.1		0	2	5	0	2	1	4	1	6
公立公営	3	7.9	14.3	0	1	0	0	0	0	1	1	0
公立民営	2	10.5	9.5	0	0	2	0	0	0	0	0	0
民立民営	16	13.8	76.2	0	1	3	0	2	1	3	0	6

表4 本体施設の種別

	施設数	該当比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
児童施設	8	38.1	0	2	2	0	0	0	2	0	2
障害者支援施設	11	52.4	0	0	2	0	2	1	2	1	3
無回答	2	9.5	0	0	1	0	0	0	0	0	1

4. 地域立地の状況

施設が所在する市町村の人口規模〔表5〕は、1万~5万人未満が51施設(29.5%)で最も多く、次いで30万人以上が42施設(24.3%)、5万~10万人未満が40施設(23.1%)、10万~30万人未満が36施設(20.8%)となっている。市町村区分〔表6〕では、区・市が98施設(56.6%)で最も多く、政令市が25施設、中核市が24施設、町24施設、村2施設となっている。

30 万以上 24.3% 5 万未満 29.5% 30 夏素満 20.8% 10 万未満 23.1%

人口規模別の施設数

表5 所在地の人口規模

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1万人未満	4	2.3	1	0	0	0	0	0	0	0	3
5万人未満	51	29.5	2	11	9	2	6	4	5	4	8
10万人未満	40	23.1	0	8	7	4	4	5	3	1	8
30万人未満	36	20.8	1	4	11	5	3	1	5	2	4
30万人以上	42	24.3	3	2	9	6	1	10	4	1	6

表6 市町村区分

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
政令市	25	14.5	2	0	5	4	0	10	2	0	2
中核市	24	13.9	1	4	5	3	2	1	2	1	5
区・市	98	56.6	3	14	22	9	12	6	11	7	14
町	24	13.9	1	5	4	1	0	3	2	0	8
村	2	1.2	0	2	0	0	0	0	0	0	0

5. 児童の出身エリア

措置及び支給決定に係る児童相談所の数〔表7〕では、2か所が44施設(25.4%)、3か所が37施設(21.4%)、4か所が23施設(13.3%)、次いで1か所が22施設(12.7%)となっている。 $5\sim9$ か所が38施設(22.0%)、10か所以上が7施設(4.0%)となっている。10か所以上が大都市圏の関東に多く、広域的な施設入所の現状を反映している。これは、施設と児童相談所との連携に向けた課題に影響している。

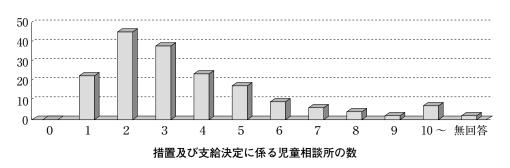
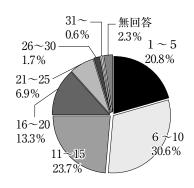


表7 措置及び支給決定に係る児童相談所の数

箇所数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1 か所	22	12.7	1	5	2	1	1	2	2	1	7
2か所	44	25.4	1	8	2	5	6	3	3	3	13
3か所	37	21.4	0	7	7	2	3	4	6	3	5
4 か所	23	13.3	0	2	8	3	2	3	3	0	2
5 か所	17	9.8	2	3	3	3	0	3	2	1	0
6 か所	9	5.2	3	0	3	0	1	1	0	0	1
7か所	6	3.5	0	0	3	1	0	1	0	0	1
8か所	4	2.3	0	0	1	1	0	2	0	0	0
9 か所	2	1.2	0	0	1	0	0	1	0	0	0
10か所~	7	4.0	0	0	6	1	0	0	0	0	0
無回答	2	1.2	0	0	0	0	1	0	1	0	0

また, 都道府県の数〔表 8〕では, 1 都道府県が101施設(58.4%) と最も多く, 次いで 2 都道府県が49施設(28.3%), 3 都道府県が 14施設(8.1%), 4 都道府県が 8 施設(4.6%)となっている。

児童の出身区市町村の数〔表9〕では、6~10区市町村が53施設(30.6%)と最も多く、次いで11~15区市町村が41施設(23.7%)、1~5区市町村が36施設(20.8%)となっている。複数の都道府県の利用や区市町村が多数に及ぶ広域からの利用が児童施設の特徴である。



出身市町村数別の状況

実施主体を区市町村に移行するとさまざまな問題が生じると推察されることから、実施主体は都道府 県が望ましいといえよう。

表8 都道府県の数

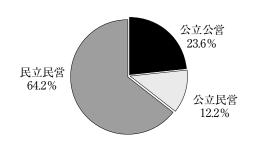
数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1都道府県	101	58.4	4	17	17	12	11	11	10	5	14
2都道府県	49	28.3	2	6	6	5	2	5	7	2	14
3都道府県	14	8.1	1	1	7	0	0	3	0	1	1
4都道府県	8	4.6	0	1	6	0	0	1	0	0	0
無回答	1	0.6	0	0	0	0	1	0	0	0	0

表9 出身区市町村の数

数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1~5	36	20.8	1	4	2	5	7	3	4	2	8
6~10	53	30.6	1	11	4	3	5	5	7	3	14
11~15	41	23.7	2	8	9	5	1	6	3	2	5
16~20	23	13.3	3	2	10	2	0	3	2	1	0
21~25	12	6.9	0	0	6	2	0	3	0	0	1
26~30	3	1.7	0	0	3	0	0	0	0	0	0
31~	1	0.6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
無回答	4	2.3	0	0	1	0	1	0	1	0	1

6. 定員の状況

回答施設の定員数〔表10〕の総計は、6,629人である。設置 主体別にみると、公立系は2,375人(35.8%)、民立は4,254人 (64.2%)となっている。地区別では、北陸の公立系が75%を 超えているのに対して、北海道では民立が90%近くを占めて いる。



設置主体別の定員数

表10 定員数

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	6,629		277	920	1,401	779	385	879	661	276	1,051
%		100	4.2	13.9	21.1	11.8	5.8	13.3	10.0	4.2	15.9
公立公営	1,565	23.6	32	360	309	254	280	120	75	95	40
公立民営	810	12.2	0	110	270	100	10	80	30	0	210
民立民営	4,254	64.2	245	450	822	425	95	679	556	181	801
*	*民立定員比率(%)			48.9	58.7	54.6	24.7	77.2	84.1	65.6	76.2

定員規模別施設数〔表11〕をみると、定員30人の施設が54施設(31.2%)と最も多く、 $41 \sim 50$ 人が 31施設(17.9%)、 $31 \sim 40$ 人が29施設(16.8%)、 $11 \sim 29$ 人が20施設(11.6%)、 $51 \sim 70$ 人が17施設(9.8%)、 71人以上が10施設(5.8%)であった。平成13年には定員90人以上の施設が34施設(12.6%)あったこと から、大規模施設が減少傾向にあることがうかがえる。定員29人以下の施設が32施設(18.5%)あるが、 これらは昭和36年併設施設や平成11年児・者併設型の施設と推察される。

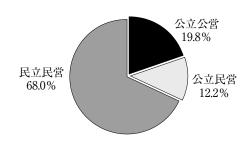
表11 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
~10人	12	6.9	4	7.0	8	6.9
11~29人	20	11.6	5	8.8	15	12.9
30人	54	31.2	16	28.1	38	32.8
31~40人	29	16.8	8	14.0	21	18.1
41~50人	31	17.9	13	22.8	18	15.5
51~70人	17	9.8	6	10.5	11	9.5
71人以上	10	5.8	5	8.8	5	4.3

7. 在籍数の状況

在籍数〔表12〕は,5,719人(定員6,629人)である。設置主体別では,公立公営1,111人(19.4%),公立民営686人(12.0%), 民立民営3,814人(66.7%)となっている。

男女別では、男3,897人(68.1%)、女1,714人(30.0%)で、 男女比は7:3と男子が多くなっている。



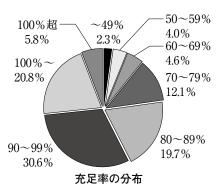
設置主体別の在籍数

表12 在籍数の状況(全体)

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
	男	3,897	68.1	173	505	924	394	267	518	392	155	569
在籍数	女	1,714	30.0	70	197	383	190	79	219	228	70	278
仕 耤 奴	不明	108	1.9	0	4	13	15	6	31	8	7	24
	計	5,719	100	243	706	1,320	599	352	768	628	232	871
	男	804	72.4	5	187	198	84	126	79	35	88	2
公立公営	女	307	27.6	1	70	64	53	31	21	22	42	3
	計	1,111	100	6	257	262	137	157	100	57	130	5
	男	487	71.0	0	52	199	52	16	23	36	0	109
公立民営	女	199	29.0	0	20	74	28	6	13	5	0	53
	計	686	100	0	72	273	80	22	36	41	0	162
	男	2,606	68.3	168	266	527	258	125	416	321	67	458
民立民営	女	1,208	31.7	69	107	245	109	42	185	201	28	222
	計	3,814	100	237	373	772	367	167	601	522	95	680

8. 充足率(在籍率)

回答施設全体の充足率〔表13〕〔表14〕は86.3%で、前年とほぼ同じ水準であった。充足率「90~100%未満」が53施設(30.6%)、「100%」が36施設(20.8%)、「100%超」が10施設(5.8%)で、充足率が90%を超えている施設は99施設(57.2%)である。充足率



が90%以上の施設を設置主体別でみると、公立22施設(22.2%)民立77施設(77.7%)と民立施設のほうが多いが、該当比割合においても民立が公立を上回っている。

設置主体別充足率〔表14〕では、公立公営は71.9%、公立民営が84.8%、民立民営は89.3%で、公立公営の充足率が低い。充足率50%未満は4施設で、昨年度の25施設から減少し、一昨年並みとなった。

平成24年度の年間在籍率別の状況〔表15〕は、「100%超」が19施設(11.0%)、「100%」が15施設(8.7%)、「90%~100%未満」が70施設(40.5%)と、90%以上が104施設(60.2%)を占める一方、90%を下回る施設が56施設(32.3%)あった。

表13 充足率 (定員比) の状況 (25年10月)

	~49%	50~60%未満	60~70%未満	70~80%未満	80~90%未満	90~100%未満	100%	100%超
施設数	4	7	8	21	34	53	36	10
%	2.3	4.0	4.6	12.1	19.7	30.6	20.8	5.8
公立	2	6	5	10	12	16	5	1
%	3.5	10.5	8.8	17.5	21.1	28.1	8.8	1.8
民立	2	1	3	11	22	37	31	9
%	1.7	0.9	2.6	9.5	19.0	31.9	26.7	7.8

表14 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率
公立公営	38	1,565	1,126	71.9
公立民営	19	810	687	84.8
民立民営	116	4,254	3,798	89.3
不明			108	
計	173	6,629	5,719	86.3

表15 平成24年度年間在籍率別の施設数

割合	施設数	%			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州			
1000/ ‡7	10	11.0	公	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0			
100%超	19	11.0	民	18	2	2	2	2	1	3	3	1	2			
100%	15	8.7	公	3	0	0	0	0	1	0	1	1	0			
100 %	13	0.1	民	12	1	3	2	0	2	1	2	0	1			
90~100%未満	70	40.5	公	19	0	5	7	3	3	0	0	1	0			
90~100707代间	(阿 70	70 40.5	10.0	民	51	2	3	15	4	1	9	6	1	10		
80~90%未満	26	26 15.0	公	10	0	1	2	2	1	2	0	0	2			
80 · 90 /0 / m	20		民	16	0	3	2	4	0	3	1	0	3			
70~80%未満	14	14 01	14 8.1	公	8	0	2	2	0	0	0	1	1	2		
70 ° 80 /0 / m	14	0.1	民	6	0	1	1	0	0	0	1	2	1			
70%未満	16	9.2	公	11	1	3	1	1	4	0	1	0	0			
/0%木油	10	9.2	民	5	0	0	0	0	1	0	1	1	2			
不明	13 7	13 7.5	75	75-	3 75-	公	5	0	2	1	0	0	1	0	0	1
71.603			民	8	1	0	1	1	0	0	0	0	5			

9. 措置・契約の決定率

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入されたが、本調査での報告は7回目となる。

全在籍者数〔表16〕のうち措置が2,516人(44.0%),契約が3,203人(56.0%)となっており,措置率は前年度(43.6%)とほぼ同水準である。設置主体別では、公立公営が措置45.8%・契約54.2%、公立民営が措置46.8%・契約53.2%、民立民営が措置44.2%・契約55.8%となっており、昨年度は公立民営の措置率がやや低かったが、今年度は、設置主体別による差がなく、ほぼ同水準となっている。18歳未満の措置率は3,965人のうち2,329人〔表17〕で58.7%と増加傾向にある。

地区別では、東海の措置率が89.3%と最も高く、次いで関東47.0%、近畿43.6%、九州42.8%となっている。措置率が低いのは、北陸と東北で共に29.0%、次いで中国30.1%となっている。都道府県の実態は冒頭の施設一覧で示しているが、都道府県による格差が著しい状況が続いている。

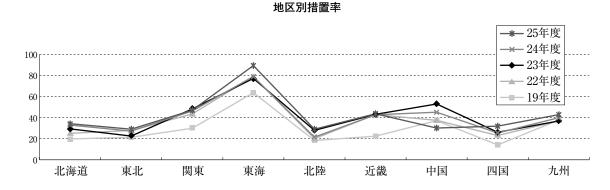


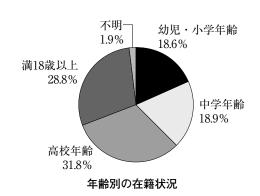
表16 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
	男	68.1	3,897	173	505	924	394	267	518	392	155	569
	女	30.0	1,714	70	197	383	190	79	219	228	70	278
在籍数	不明	1.9	108	0	4	13	15	6	31	8	7	24
	計	100	5,719	243	706	1,320	599	352	768	628	232	871
	うち措置	44.0	2,516	83	205	620	535	102	335	189	74	373
扌	昔 置 率		44.0	34.2	29.0	47.0	89.3	29.0	43.6	30.1	31.9	42.8
	男	72.4	804	5	187	198	84	126	79	35	88	2
公立公営	女	27.6	307	1	70	64	53	31	21	22	42	3
ムエム呂	計	100	1,111	6	257	262	137	157	100	57	130	5
	うち措置	45.8	509	3	44	143	150	67	41	20	16	25
	男	71.0	487	0	52	199	52	16	23	36	0	109
公立民営	女	29.0	199	0	20	74	28	6	13	5	0	53
公立氏呂	計	100	686	0	72	273	80	22	36	41	0	162
	うち措置	46.8	321	0	23	137	69	2	23	3	0	64
	男	68.3	2,606	168	266	527	258	125	416	321	67	458
昆立昆骨	女	31.7	1,208	69	107	245	109	42	185	201	28	222
民立民営 -	計	100	3,814	237	373	772	367	167	601	522	95	680
	うち措置	44.2	1,686	80	138	340	316	33	271	166	58	284

Ⅱ児童の状況

1. 年齢の状況

回答された在籍児童数は173施設5,719人で,前回調査(177施設6,042人)と比較して在籍児童数は94.7%,323人減少している。在籍児童の年齢構成は〔表17〕のとおり前回調査の傾向と大きな変化はなく,18歳以上の割合がわずかに減少しているが、同時に40歳以上が前回調査と比較して増加している。平成30年4月に向けた転換の方向がほぼ確定している事業所があると思われ、今後3年間は過齢児の割合が一時的に高くなることが予測される。それはとりもなお



さず障害児入所施設が2極化している現状をあらわしているといえる。

全在籍児童数5,719名に占める児童(18歳未満3,965名)の割合は69.3%で前回調査と同様である。全体に占める措置(2,516名)の割合は44.0%であるが、18歳以下の児童に限ってみると措置児童は58.7%を占めている。それぞれ前回調査の全体措置割合43.7%、18歳以下措置割合58.0%と比べ、今回調査でも措置児童の割合がわずかだが増加している結果になっている。

5歳以下の児童では75.0%,小学生では68.4%が措置となっており、割合は若干下がったものの前回調査とほぼ同様の傾向を示している。措置児童の実数についてみても在籍児童が前年比で5.3%余り減少している中、5歳以下及び小学生では実人数は減少しているものの措置の割合は微増で、入所前の児童のおかれている状況等については今後も注意が必要である。ただし措置の割合は平成18年10月の制度改正以来、都道府県など地域間格差が大きいことが指摘されており、措置・契約の状況〔表16〕を見ても措置が約90%の東海地区と東北、北陸地区の29.0%にみられるように大きな地域間格差は解消されておらず、こうした格差の背景や解消の推移も注視していく必要があろう。

表17 年齢構成(全体)

	人数	%
計	5,719	100
男	3,897	68.1
女	1,714	30.0
不明	108	1.9
うち措置 (再掲)	2,516	44.0

	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	小計	%
人数	120	944	1,080	1,821	3,965	69.3
%	2.1	16.5	18.9	31.8	69.3	
男	88	665	711	1,231	2,677	46.8
女	32	279	369	608	1,288	22.5
うち措置 (再掲)	90	646	690	903	2,329	

	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳~	小計	%
人数	393	684	369	200	1,646	28.8
%	6.9	12.0	6.5	3.5	28.8	
男	281	511	294	134	1,220	21.3
女	112	173	75	66	426	7.4
うち措置 (再掲)	164	21	1	1	187	

表17-2 地区別年齢分布

	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳~	不明	合計
北海道	3	43	55	65	6	10	33	28	0	243
%	1.2	17.7	22.6	26.7	2.5	4.1	13.6	11.5	0	100
東北	6	85	114	229	74	133	59	2	4	706
%	0.8	12.0	16.1	32.4	10.5	18.8	8.4	0.3	0.6	100
関東	34	270	267	396	78	137	75	50	13	1,320
%	2.6	20.5	20.2	30.0	5.9	10.4	5.7	3.8	1.0	100
東海	21	139	147	199	27	30	21	0	15	599
%	3.5	23.2	24.5	33.2	4.5	5.0	3.5	0	2.5	100
北陸	1	42	57	139	23	29	35	20	6	352
%	0.3	11.9	16.2	39.5	6.5	8.2	9.9	5.7	1.7	10
近畿	8	108	135	241	73	132	37	3	31	768
%	1.0	14.1	17.6	31.4	9.5	17.2	4.8	0.4	4.0	100
中国	14	65	92	203	30	69	60	87	8	628
%	2.2	10.4	14.6	32.8	4.8	11.0	9.6	13.9	1.3	100
四国	12	46	49	36	10	41	26	5	7	232
%	5.2	19.8	21.1	15.5	4.3	17.7	11.2	2.2	3.0	100
九州	21	146	164	313	72	103	23	5	24	871
%	2.4	16.8	18.8	35.9	8.3	11.8	2.6	0.6	2.8	100

在籍児童の平均年齢の全国の分布は〔表18〕のとおりであるが、平均年齢18歳未満の施設の占める割合は46.8%と前回調査から大きく減少しているが、実数でも33施設の大幅な減少となっている。

20歳未満でかろうじて半数を超えているが、不明の施設の状況は定かではなく、前回調査との比較で断定的な判断はできない。その中で30歳以上の6施設には地区も含め変動がなく、転換の方向性が決定的と推測される。

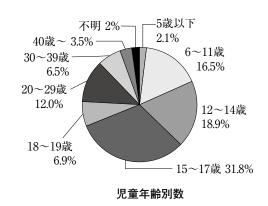


表18 平均年齢

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
10歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10~15歳未満	42	24.3	2	3	10	7	2	3	4	3	8
15~18歳未満	39	22.5	2	6	4	4	6	6	3	1	7
18~20歳未満	8	4.6	1	1	3	1	1	1	0	0	0
20~25歳未満	22	12.7	0	6	5	2	1	2	0	1	5
25~30歳未満	25	14.5	1	3	7	1	1	3	4	0	5
30歳以上	6	3.4	1	0	2	0	2	0	0	1	0
不明	25	14.5	0	6	3	2	2	4	3	1	4
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

○在所延長児童(過齢児)の状況

前回調査まで7年間微減が続いていた在所延長児童は、今回調査でも同様の傾向がみられるが、在籍児童の減少という背景も念頭に置く必要があろう。[表19] に見られるように、前回調査で過齢児の占める割合が高かった北陸地区は在所延長の割合が大幅に減少し、全国的にみると全入所児童に占める過齢児の割合は3割以下の28.8%、実数にすると前回調査より163人の減となっており、将来的にも障害児への支援を主体にしようとする事業所の取り組みの結果ともいえる。

措置と契約についてみると、本調査年度中に20歳以上となる在所延長児童の措置人数の増減については前年度調査と比較して微減、18歳~20歳未満に関しても全体的な在籍所児童の減少もあって減少している。

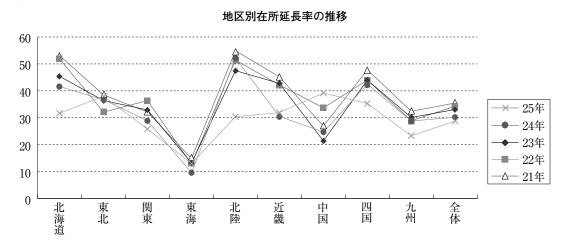


表19 過年齢児数及び地区別加齢児比率

		全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人	数	1,646	77	268	340	78	107	245	246	82	203
9/	ó	28.8	31.7	38.0	25.8	13.0	30.4	31.9	39.2	35.3	23.3

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表20〕から、0%は68施設と前回調査より6施設増え、10%未満と合わせると48%と回答施設の半数に迫っている。20歳以上の在籍率20%未満の施設をみると全体に占める割合は前回調査と大きな変化はない。

20歳以上が50%以上を占める32施設も前回調査と比べ2施設の減と大きな変化はない。80%以上が1施設減少しているが、回答施設の減少もあり有意な変化はないものと思われる。今後の動向として、平成30年3月末までの施設形態の選択に向けて、各地域、各施設の将来展望に基づく模索が始まっていると思われ、とくに20歳以上が5割を超えている32施設(18.5%)の動きを注視していく必要があろう。

表20 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
0%	68	39.3	公	24	0	5	2	4	5	2	2	1	3
0%	08	39.3	民	44	2	1	7	6	5	3	6	4	10
10%未満	15	8.7	公	6	0	1	3	0	1	1	0	0	0
1070不何	13	0.7	民	9	2	0	2	1	0	1	2	0	1
10~200/土港	26	15.0	公	9	0	3	3	2	0	0	0	0	1
10~20%未満	20	15.0	民	17	0	3	5	2	0	3	0	0	4
90 - 900/土港	17	9.8	公	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0
20~30%未満	17	9.8	民	13	0	3	2	1	0	3	1	0	3
30~40%未満	10	E 0	公	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
30~40%不何	10	10 5.8	民	8	0	0	2	1	0	3	0	0	2
40~50%未満	5	2.9	公	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
40~30%不何	3	2.9	民	4	1	1	0	0	1	1	0	0	0
E0 - 600/ 土油	6	3.5	公	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1
50~60%未満	6	3.3	民	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0
60~80%未満	17	9.8	公	4	0	0	1	0	1	0	1	1	0
00~00%不何	17	9.0	民	13	1	2	4	0	0	2	3	0	1
90~1000/土港	7 4	2	公	3	0	1	0	0	1	0	0	1	0
80~100%未満	7 4	7 40 ⊢	民	4	0	1	1	0	0	0	1	0	1
100%	9	1.0	公	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100%	, 2	2 1.2	民	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0

2. 入所時の年齢

「児童の入所時の年齢」〔表21〕をみると、今回調査も6歳の小学校就学年齢時が一番多く、次いで15歳の高等部入学時が続いているが、6歳児は全体の入所時年齢の中で割合で1ポイント、実数で92人減少し、15歳の入所時年齢は0.5ポイント、実数にして65人前回調査より減少している。また、2歳から4歳までの幼児も減少しており、在籍児童の減少による影響と思われる。各施設の方向性が明確になっていないところもあると思われ、平成30年度まで不安定な増減が予測される。地域別にみると人口集中地域の関東地区が就学前児童数が多いが、前回調査同様九州地区での就学前児童の入所実人数が他地域と比較して高いのが引き続き特徴的となっている。

一般子ども施策の整備状況や、児童発達支援の整備状況との関係性も地域的な背景として考えられるかもしれない。

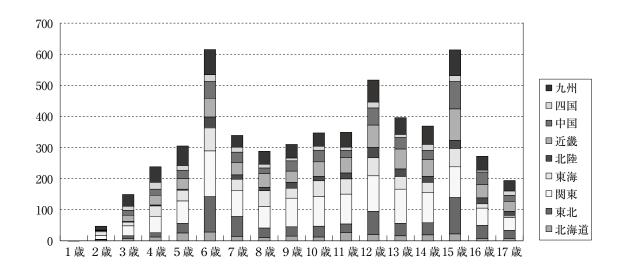


表21 入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計
合計	0	47	149	238	305	739
%	0	0.8	2.6	4.2	5.3	12.9
男	0	32	106	171	222	531
女	0	15	43	67	83	208

	不明	合計
合計	368	5,719
%	6.4	100

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	616	343	292	311	344	349	513	401	367	613	272	191	4,612
%	10.8	6.0	5.1	5.4	6.0	6.1	9.0	7.0	6.4	10.7	4.8	3.3	80.6
男	445	255	196	219	242	249	345	283	248	426	176	129	3,213
女	171	88	96	92	102	100	168	118	119	187	96	62	1,399

表22 地区別入所時の年齢 (%は地区別在籍数比)

		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	%
北海道	男	0	3	5	9	18	35	14.4
11.7年2月	女	0	0	2	3	7	12	4.9
東北	男	0	1	7	10	29	47	6.7
米 北	女	0	1	2	4	2	9	1.3
関東	男	0	7	21	36	48	112	8.5
	女	0	5	11	17	24	57	4.3
東海	男	0	6	9	22	24	61	10.2
東海	女	0	6	3	11	10	30	5.0
北陸	男	0	0	2	2	3	7	2.0
11. 性	女	0	0	0	1	1	2	0.6
近 畿	男	0	2	13	25	24	64	8.3
21 蔵	女	0	1	7	6	10	24	3.1
中 国	男	0	2	10	16	14	42	6.7
中 国	女	0	0	6	4	12	22	3.5
m =	男	0	1	12	16	12	41	17.7
四国	女	0	1	1	6	4	12	5.2
九州	男	0	10	27	35	50	122	14.0
76 711	女	0	1	11	15	13	40	4.6

			6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計	計
北海	告法	男	22	10	7	9	9	21	11	11	13	16	4	5	138	173
104		女	6	4	3	6	3	5	9	5	6	6	3	2	58	70
東	北	男	83	50	23	21	27	23	52	27	29	80	26	14	455	502
米	ᅱᆫ	女	31	14	8	9	8	5	23	13	10	37	17	13	188	197
関	東	男	114	60	48	63	65	64	81	75	66	71	39	30	776	888
渕	米	女	33	23	21	29	30	32	33	35	32	28	16	11	323	380
由	海	男	48	28	29	23	38	34	41	30	17	45	10	5	348	409
東	一件	女	26	9	22	9	13	15	17	11	15	14	4	0	155	185
北	陸	男	29	8	10	13	11	16	26	17	16	23	15	11	195	202
146	座	女	6	6	1	6	3	3	7	7	3	3	4	4	53	55
近	畿	男	44	33	31	27	31	36	43	51	33	71	24	25	449	513
儿	戒	女	16	7	13	9	16	14	29	13	21	30	19	7	194	218
中	国	男	39	28	13	29	23	20	33	29	25	56	22	10	327	369
14.	国	女	15	5	5	4	14	3	22	8	5	32	18	9	140	162
ш	囲	男	15	12	9	8	8	5	12	9	14	10	3	8	113	154
四	国	女	8	8	7	2	2	5	3	6	3	8	3	3	58	70
九	州	男	51	26	26	26	30	30	46	34	35	54	33	21	412	534
<i>)</i> L	717	女	30	12	16	18	13	18	25	20	24	29	12	13	230	270

3. 在籍期間

「在籍期間」〔表23〕は、前回調査同様 $5 \sim 10$ 年未満が1,251人(21.9%)と最も多く、次いで $3 \sim 5$ 年未満が766人(13.4%)と、前回調査と比べて傾向に変化はみられない。

20年以上は、前回調査とほとんど変わらないが、今回調査で把握できなかった不明456人の状況が分からないため、児者転換等との関連性については現段階では推測はできない。

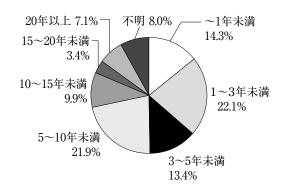


表23 在籍期間

	3ヶ月 未満	3~ 6ヶ月 未満	6ヶ月 ~1年 未満	1~2 年未満	2~3 年未満	3~5 年未満	5~10 年未満	10~15 年未満	15~20 年未満	20年以上	不明	計
合計	137	217	462	664	600	766	1,251	565	195	406	456	5,719
%	2.4	3.8	8.1	11.6	10.5	13.4	21.9	9.9	3.4	7.1	8.0	100
男	83	148	324	442	387	517	870	437	145	307	286	3,946
女	54	69	138	222	213	249	381	128	50	99	170	1,773

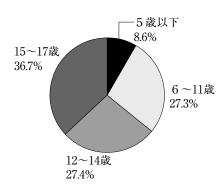
【在籍期間:地区別】

	3ヶ月 未満	3~ 6ヶ月 未満	6ヶ月 ~1年 未満	1~2 年未満	2~3 年未満	3~5 年未満	5~10 年未満	10~15 年未満	15~20 年未満	20年 以上	不明	計
北海道	5	19	12	24	21	29	49	25	4	55	0	243
%	2.1	7.8	4.9	9.9	8.6	11.9	20.2	10.3	1.6	22.6	0	100
東北	6	28	40	83	75	98	174	83	34	69	16	691
%	1.0	4.1	5.8	12.0	10.9	14.2	25.2	12.0	4.9	10.0	2.3	100
関東	49	45	93	150	145	215	303	125	47	102	46	1,320
%	3.2	3.4	7.0	11.4	11.0	16.3	23.0	9.5	3.6	7.7	3.5	100
東海	19	34	71	82	71	80	135	65	7	14	21	599
%	3.2	5.7	11.9	13.7	11.9	13.4	22.5	10.9	1.2	2.3	3.5	100
北陸	10	6	26	36	24	45	62	19	10	2	112	352
%	2.8	1.7	7.4	10.2	6.8	12.8	17.6	5.4	2.8	0.6	31.8	100
近畿	15	23	74	78	96	95	190	77	36	51	33	768
%	2.0	3.0	9.6	10.2	12.5	24.7	25.4	10.0	4.7	6.6	4.3	100
中国	10	16	73	69	56	64	100	40	18	65	117	628
%	1.6	2.5	11.6	11.0	8.9	10.2	15.9	6.4	2.9	10.4	18.6	100
四国	5	4	21	33	14	24	44	36	10	31	10	232
%	2.2	1.7	9.1	14.2	6.0	10.3	19.0	15.5	4.3	13.4	4.3	100
九州	18	42	52	109	98	116	194	95	29	17	101	871
%	2.1	4.8	6.0	12.5	11.3	13.3	22.3	10.9	3.3	2.0	11.6	100

4. 入所の状況

(1) 入所の状況

「平成24年度中の新入所児数」〔表24〕は、入所児童数は全体で839人、前年比30人の減で、内訳は措置が平成24年度入所児童全体の54.6%・458人となっており、契約が381人(45.4%4人減)で、前回調査と比べ措置・契約の割合が逆転している。制度開始当時の措置要件を満たすような危機的状況にある児童が増加しているのか、制度運用の影響なのかは今回調査だけで判断するのは困難で、今後の調査に期待したい。



年齢別入所数

839人の入所児童の中で最も多い年齢層は15~17歳の高校生年齢で308人(36.7%),次いで12~14歳の中学生年齢の230人(27.4%),小学生年齢229人(27.3%)となっており、中学生年齢と高校生年齢が前回調査と逆転している。成長とともに増大する家庭内での行動面での対応の困難さなどが大きな要因と推測される。

平成24年度の新入所児童を措置・契約別にみると、児童の年齢が高くなるにつれて契約で入所する児童の割合が増加しているのに対し、措置入所児童については実人数は前回と同様に小学生年齢時がピークになってはいるが、措置率でみると就学前児童、小学生年齢、中学生年齢の順となっており、いずれも6~7割近い児童が措置で入所していることがわかる。高校生年齢も前回とほぼ同様で措置が4割強であった。障害の程度別〔表25〕にみると、療育手帳A及びA-1・2が300人(35.8%)、B-1・2が505人(60.2%)と、前回とほぼ同様の傾向であり、軽度障害及び境界線級児童といわれるこどもた

ちの入所が多いことがみてとれる。背景を考えると前回と大きな相違はないと思われるが、いずれにしても被虐待児童や広汎性発達障害の児童など新入所児童に対する心理面での支援の必要性の高まりや、行動障害への対応など、障害児施設での支援の質の急速な多様性への対応が迫られていることには変わりはないと思われる。

25年度前期の入所数〔表26〕をみると、半年間で24年度の年間新入所児童839人の73.5%にあたる617人となっており、地域や施設によっては年度前半、特に年度替わりの入退所で入所ニーズに対応できなくなり、待機児童を抱える施設は年度末の退所まで短期入所制度の長期利用や一時保護委託制度、自由契約や日中一時支援等の組み合わせで対応せざるを得ない状況は大きく変わらないことが推察される。

表24 平成24年度中の新入所児数 (全体)

	人数	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	不明
全体	839	72	229	230	308	
措置	458	49	147	135	127	
1日 旦	100	10.7	32.1	29.5	27.7	0
契約	381	23	82	95	181	
关机	100	6.0	21.5	24.9	47.5	0

入所率 = $\frac{入所者総数}{定} \times 100$

24年度入所率 12.7%

表25 平成24年度新入所児の障害の程度 (全体)

	人数	A	A-1·2	B - 1	B - 2	不明
全体	839	89	211	229	276	34
措置	442	24	85	113	220	
1百世	100	5.4	19.2	25.6	49.8	0
±π ψ ₂	363	65	126	116	56	
契約	100	17.9	34.7	32.0	15.4	0

表26 平成25年前期(4月~9月)

	人数	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	不明
全体	617	36	182	174	225	0
措置	307	28	120	98	61	
1日旦	100	9.1	39.1	31.9	19.9	0
#77 6/5	310	8	62	76	164	
契約	100	2.6	20.0	24.5	52.9	0

それぞれの施設における年間新入所児童の数〔表27〕は、新入所児童 0 人が20施設(11.6%)と前回調査と比べ17施設減少し、一方で年間新入所児童が 5 人以上の施設が28施設増加している。この数字が意味するものは、地域の状況や行政との調整はあるものの、転換を視野に運営している施設と、児童施設の機能を維持していくという意思表示を明確にしつつある施設の2極化が進んでいると推察することもできるかもしれない。

入所前の生活の場〔表28〕の調査では、前回調査同様「家庭から」が圧倒的に多く、前回調査より実人数、割合ともに多少減少しているが、家庭からの施設利用が多数を占める状況に大きな変化はみられない。不明が相当数増えていることから現実的には家庭が占める割合は変わっていないと思われる。児童養護施設からの入所も前年に比べ大きな変化はみられず、乳児院と合わせて1割強が障害児施設の利

用につながる傾向はしばらく続くと思われる。

被虐待児や広汎性発達障害児の増加や家庭における養育機能の低下などで児童養護施設の利用が増加傾向にあり、児童養護施設の集団での不適応をきたした子どもの療育目的での障害児施設入所が一因と推察されるのは前回と同じであろう。一方乳児院からの入所も微増で、実人数でも前回調査では前年に比較して倍増したが、実人数はその傾向を維持している。その背景は確たるものはないが、前回も述べたように児童養護施設の充足率との関係や、障害の早期の確定判断などがあるものとみられ、引き続き今後の推移を見守っていく必要がある。

表27 年間新入所児数の状況

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	20	11.6	6	14
1人	17	9.8	5	12
2人	19	11.0	8	11
3人	23	13.3	6	17
4人	18	10.4	4	14
5人	13	7.5	2	11
6人	13	7.5	4	9
7人	16	9.2	9	7
8人	8	4.6	3	5
9人	6	3.5	3	3
10人	4	2.3	2	2
11人以上	16	9.2	5	11
計	173	100	57	116

表28 入所前の生活の場

	人数	%
家庭	603	71.9
他の知的障害児施設	36	4.3
児童養護施設	79	9.4
乳児院	26	3.1
その他の児童福祉施設	12	1.4
学校寄宿舎	5	0.6
病院等医療機関	24	2.9
その他	26	3.1
不明	28	3.3
計	839	100

(2) 入所の理由

「入所の理由」〔表29〕については前回調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数 回答を求めた。どちらも前回調査と比べ傾向に大きな変化はみられず、それぞれの項目での主要因と付 随要因の割合も同様の割合で推移している。ただし家族の状況等の中の保護者の養育力・障害理由、虐 待・養育放棄は今回調査でもほぼ同じ割合でここ数年の傾向として続いており、入所理由に占める割合 も微減程度にとどまっている。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感 や心理的な葛藤なども含めきめ細やかな背景の把握と支援策の必要性を表しているものと推察される。

また,前年度調査で指摘されていた「貧困」に起因する入所理由につながる親の離婚・死別や家庭の 経済的理由及び保護者の疾病・出産等の理由での入所は増加傾向にあり、支援の現場での実感からは、 種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要が あるだろう。また契約入所の場合こうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や、修学旅行等就学に絡 む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応も検討していく必要があろう。

一方,本人の状況等では、ADL・生活習慣の確立と行動上の課題改善のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、中でも行動上の課題改善のための入所はより増加傾向にあり、在籍者に占める割合も6ポイント近く増加し前年を上回りさらに3ポイント増加している。背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、広汎性発達障害や反応性愛着障害などに伴う行動障害などがあると推測される。

前回調査で、地域によって学校の寄宿舎的な役割を障害児施設が担っている傾向が指摘されていたが、 入所理由に占める割合は僅かに減少したものの、在籍児童に占める割合は前年度に比べほとんど変化は なく、24年度入所児童に限れば減少したものの依然一定程度のニーズがあることがうかがえる。同じく 教育に関連しての学校での不適応・不登校は今回調査でも僅かながら増加しており、増加傾向に大きな 変化は見られない。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を負って入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じられ、自らを肯定できるような丁寧な個人の生活歴に即し、個別ニーズに寄り添っていく支援が一層求められている。これらの状況が障害児入所施設の今日的役割となっているのではないかと推測される。

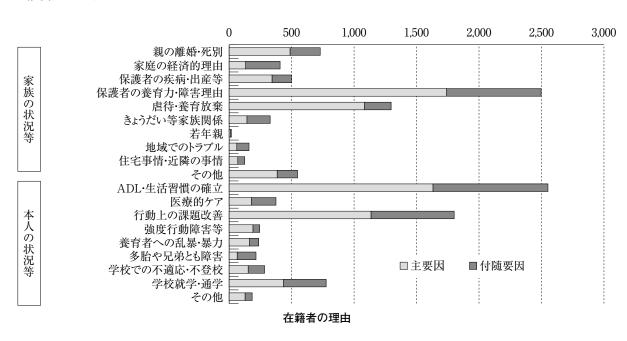


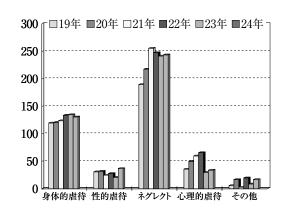
表29 入所理由(重複計上)

			在氣	籍者全員	してつい	て			うち24	1年度入	所者に	ついて	
	内 容	主たる	多要因	付随す	る要因	計	在籍	主たる	多要因	付随す	る要因	計	24年度
		措置	契約	措置	契約	ĦΙ	者比	措置	契約	措置	契約	ĦΙ	入所者比
	親の離婚・死別	201	286	114	128	729	12.7	39	25	11	18	93	11.1
	家庭の経済的理由	72	60	175	101	408	7.1	13	7	18	10	48	5.7
	保護者の疾病・出産等	146	197	91	65	499	8.7	30	40	21	7	98	11.7
家族	保護者の養育力・障害理由	845	895	497	260	2,497	43.7	127	98	93	46	364	43.4
0	虐待・養育放棄	970	113	163	50	1,296	22.7	176	20	36	5	237	28.2
状況	きょうだい等家族関係	44	98	64	122	328	5.7	8	11	5	10	34	4.1
等	若年親	6	5	4	3	18	0.3	1	0	5	2	8	1.0
	地域でのトラブル	33	28	33	65	159	2.8	7	3	8	8	26	3.1
	住宅事情・近隣の事情	4	65	22	34	125	2.2	0	17	3	5	25	3.0
	その他	71	313	49	115	548	9.6	23	101	13	16	153	18.2
	ADL・生活習慣の確立	667	964	440	481	2,552	44.6	120	135	60	62	377	44.9
	医療的ケア	52	126	118	79	375	6.6	10	1	21	19	51	6.1
	行動上の課題改善	454	681	298	368	1,801	31.5	85	61	52	51	249	29.7
本人	強度行動障害等	61	129	29	26	245	4.3	11	16	0	2	29	3.5
	養育者への乱暴・暴力	53	110	32	41	236	4.1	20	21	10	11	62	7.4
の課題等	多胎や兄弟とも障害	38	26	106	45	215	3.8	0	0	6	4	10	1.2
"	学校での不適応・不登校	63	89	82	50	284	5.0	13	16	16	14	59	7.0
	学校就学・通学	148	287	206	135	776	13.6	24	42	21	14	101	12.0
	その他	44	83	26	31	184	3.2	12	16	12	8	48	5.7
	実児童数	2,516	3,203	2,516	3,203	5,719	100					839	100

(3) 虐待による入所の状況

「虐待による入所数」〔表30〕を見るとほぼ横ばいという結果になっているが、入所理由の家族の状況等〔表29〕と比較すると、虐待が家庭内に潜在化する傾向が高いことから依然として歯止めがかかっていないことがうかがえる。

特に被虐待児童が障害児の場合に、身体的虐待や性的 虐待に比べ心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいと いう特性もあり、一人ひとりの行動に細かな配慮が求め られるところであろう。



平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたというだけではなく、障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に増加傾向にあるといえ、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関と連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐

待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

「虐待の内容」〔表32〕についても、虐待の種類や割合の傾向に大きな変化はみられないが、ネグレクト、心理的虐待はむしろ増える傾向にあり、心理的な影響を受けた入所児童の受け入れについて十分な配慮が求められる。

表30 虐待による入所数

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	計
男	76	156	184	223	205	199	200	223	229	247	243	2,185
女	50	128	152	156	119	131	168	150	151	151	151	1,507
計	126	284	336	379	324	330	368	373	380	398	394	3,692

表31 平成24年度 被虐待入所児童数

	児相判断
男	243
女	151
計	394

24年度被虐待児加算認定児童の数 232名 25年度(10月1日まで)被虐待児加算児童の数 190名 上記の他に被虐待児加算を受けたことがある児童 388名 ※394名のうち、契約により入所の児童54名

表32 虐待の内容(重複計上)

		人数	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
14	年	126	9.6	77	24	77	24	3
15	年	284	24.1	140	34	131	46	5
16	年	336	29.3	156	35	162	24	6
17	年	379	30.4	164	42	231	34	1
18	年	324	34.0	107	32	153	28	5
19	年	330	40.0	122	33	192	38	8
20	年	368	49.6	123	34	220	52	19
21	年	373	49.4	126	27	258	62	5
22	年	383	47.1	136	30	25	68	22
23	年	398	53.1	137	23	244	32	11
	人数	394	47.0	133	39	246	36	19
94年	24年 %			33.8	9.9	62.4	9.1	4.8
244	男	243	61.7	92	6	166	25	7
	女	151	38.3	41	33	80	11	12

5. 退所の状況

平成24年度の退所者数〔表33〕は930人で、内訳は措置376人、契約554人であった。

年齢では $18 \sim 19$ 歳の退所が486人(52.3%)ともっとも多く、前回調査(49.7%)と比して2.6ポイント高く、高等部卒業年と同時に退所する流れが一定程度確立されつつあるといえよう。

次いで20~29歳が146人(15.7%),15~17歳が119人(12.8%)と順位は変わらないが,15~17歳が実人数,割合ともに増加している。満18歳以上の退所が691人74.3%と24年調査より3.6ポイント減少し,施設の将来像とともに障害者福祉サービスへの移行に関して,児童施設の努力だけでなく,制度として

の自立支援システムの構築を望むところである。

措置・契約別では、契約が554人で措置376人より178人多い。前年度調査では、18~19歳は措置のほうが多かったが、今回調査では契約のほうが多くなっている。平成18年の契約制度開始時期の入所児童が退所時期を迎えたことと、平成24年度の制度改正による在所延長規定廃止の影響と推察されるが、中軽度の児童の増加も一因と考えられよう。

25年度の上半期(4月~9月)は242人と、前回の半期とほぼ同じで、前年度末までに進路が決まらなかった児童に対する継続した進路支援が行われていることがうかがえる。

表33 平成24度退所数

		退所数	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳以上
18年	rite	1,150	12	101	89	158	405	288	89	8
184-	及	100	1.0	8.7	7.7	13.6	34.9	24.8	7.7	0.7
19年	rite	880	13	69	45	89	362	219	76	7
194-	及	100	1.5	7.8	5.1	10.1	41.1	24.9	8.6	0.8
20年	眸	853	7	62	55	96	377	174	80	2
204	泛	100	0.8	7.3	6.4	11.3	44.2	20.4	9.4	0.2
21年	眸	802	19	56	51	98	325	191	48	14
214	及	100	2.4	7.0	6.4	12.2	40.5	23.8	6.0	1.7
oo./ተ:	nic	857	3	57	56	108	391	177	50	15
22年	没	100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
99年	nh:	1,009	5	67	58	93	501	195	67	23
23年	没	100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
	1-11- EET	376	8	28	29	63	227	16	5	0
0.4左 陸	措置	100	2.1	7.4	7.7	16.8	60.4	4.3	1.3	0
24年度	±π 6/-	554	3	26	26	56	259	130	42	12
	契約	100	0.5	4.7	4.7	10.1	46.8	23.5	7.6	2.2
11. 14. 14.	措置	25	0	1	3	1	13	4	3	0
北海道	契約	57	0	1	3	3	14	18	16	2
± 11.	措置	19	2	0	0	0	14	3	0	0
東北	契約	91	0	2	2	12	50	25	0	0
	措置	78	0	7	8	11	50	2	0	0
関東	契約	99	1	12	13	4	36	28	5	0
± ½	措置	94	2	13	12	23	43	0	1	0
東海	契約	26	0	1	1	6	9	7	1	1
11.174-	措置	10	0	0	0	1	9	0	0	0
北陸	契約	54	0	1	1	4	19	8	15	6
VE 414	措置	44	1	0	1	4	36	1	1	0
近畿	契約	77	0	3	2	6	32	29	4	1
J. 177	措置	30	1	2	0	4	21	2	0	0
中国	契約	44	0	2	3	6	27	4	0	2
m 1-1	措置	8	0	2	1	0	5	0	0	0
四国	契約	13	0	2	1	0	9	0	1	0
7. 111	措置	68	2	3	4	19	36	4	0	0
九州	契約	93	2	2	0	15	63	11	0	0
	大小り	90		4	0	10	UJ	11		

表33-2 平成25年4月から9月の退所状況

		退所数	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳以上
25年	措置	93	2	14	11	20	36	8	2	0
4月~9月	契約	149	2	10	10	23	29	47	19	9
北海道	措置	8	0	0	0	0	1	5	2	0
北伊坦	契約	10	0	0	1	1	3	2	3	0
東北	措置	5	0	2	0	0	3	0	0	0
水心	契約	16	0	1	1	1	4	7	2	0
関東	措置	22	1	5	4	1	10	1	0	0
	契約	29	2	5	3	3	4	8	2	2
東海	措置	18	1	1	5	7	3	1	0	0
木件	契約	12	0	1	0	1	3	5	1	1
北陸	措置	4	0	0	0	2	2	0	0	0
北陸	契約	10	0	0	4	1	4	1	0	0
近畿	措置	15	0	1	1	2	11	0	0	0
儿或	契約	28	0	0	0	1	4	16	4	3
中国	措置	5	0	3	0	0	1	1	0	0
十四	契約	8	0	0	0	4	1	0	2	1
四国	措置	2	0	0	0	1	1	0	0	0
12 E	契約	4	0	1	0	1	1	0	1	0
九州	措置	14	0	2	1	7	4	0	0	0
76711	契約	32	0	2	1	10	5	8	4	2

平成24年度に契約利用で経済的負担を理由に退所〔表33-3〕した児童は7名,利用料滞納のまま退 所〔表33-4〕した児童は26人となっている。

平成24年度の年間退所人数別の状況〔表33 – 5〕をみると、0人が15施設(8.7%)、 $1 \sim 2$ 人が41施設(23.7%)、 $3 \sim 5$ 人が51施設(29.5%)となっている。通過型施設である児童施設の退所がゼロというのは30年4月を見越した在所延長措置があることも関係していると思われる。10人以上の退所は29施設16.8%と前回調査より1.5ポイント減少している。

表33-3 契約児童で経済的負担を理由とする退所

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
24年度	7	0.8	0	3	2	1	0	0	0	0	1
25年度(9月末)	3	1.2	0	1	0	0	1	0	0	0	1

表33-4 契約児童で利用料滞納のまま退所

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
24年度	26	2.8	1	4	7	0	0	8	1	0	5
25年度(9月末)	10	4.1	0	0	2	0	0	8	0	0	0

表33-5 平成24年度 年間退所数別の状況

退所数	施設数	%	公立	民立
0	15	8.7	2	13
1	22	12.7	9	13
2	19	11.0	7	12
3	17	9.8	7	10
4	15	8.7	3	12
5	19	11.0	3	16
6	17	9.8	5	12
7	13	7.5	5	8
8	2	1.2	2	0
9	5	2.9	2	3
10	6	3.5	1	5
11~14	14	8.1	7	7
15~19	6	3.5	3	3
20~	3	1.7	1	2
計	173	100	57	116

○入退所の推移

〔表33-6〕はここ10年間の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の 状況とはいえないが、17年を除き入所数より退所数が上回り在籍数の減少傾向を示している。更に23年 度は18年度以来再び3桁の減少となったが、24年度も91人減少しており、推移を見ながらそれぞれの地 域での適正な定員数の検討が必要になってくると思われる。

施設の在籍数の増減をみると、減少したのが78施設(44.8%)で前年度調査に比べ26施設の減少、増加したのが68施設(39.1%)29施設の増加となっている。全体の在籍数は減っているものの、障害児の入所ニーズに地域差があると思われ、また増減のない28施設も含め半数以上が一定の入所ニーズを抱えているとみることもできよう。

表33-6 平成24年度までの過去10年間の在籍数の増減(入所数-退所数)

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	計
入所数	1,177	1,145	1,246	954	826	817	752	822	869	839	9,447
退所数	1,222	1,191	1,161	1,150	880	832	802	857	1,009	930	10,034
増減	-167	-46	85	-196	-54	-15	-50	-35	-140	-91	-618

増 減

増減	施設数	%	公立	民立
~-10	5	2.9	2	3
-9~-5	10	5.8	2	8
-4~-1	63	36.4	20	43
0	28	16.2	8	20
1~4	58	33.5	24	34
5~9	8	4.6	1	7
10~	1	0.6	0	1
計	173	100	57	117

6. 進路の状況

退所児童の進路〔表34〕は、生活の場「障害者支援施設に入所」が314人(33.8%)と前回調査より4.1ポイント減少している。また生活の場「家庭」は257人(27.6%)と、前年比実人数は減ったものの割合としてはほぼ横ばいであった。

グループホーム等への移行は、20年調査以降年々増加しているが、23年度166人(18.8%)、24年度194人(20.9%)とこの1年間で28人・2.8ポイント増加している。児童期から成人期への移行をきっかけに今後も地域生活が増えていくかを注視していきたい。

一般就労は92人(9.9%)で、24年調査109人(10.7%)から実人数、割合とも若干減っているが、退 所総数も減っているため、中軽度児童の増加や、障害者雇用の制度の影響が反映されているであろう背 景には大きな変化はないと推測される。

退所後の予後指導〔表35〕は、「実施した」が100施設(57.8%)、376人(40.4%)となっており、「実施していない」が55施設(31.8%)である。前年度により予後指導実施施設は20施設増えており、退所後のフォローと移行時におけるつなぎの支援の重要性を各施設が肌で感じ実施しているあらわれといえよう。

表34 24年度退所児童の進路

		人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家庭から就学	措置	55	14.6	3	1	8	26	0	5	3	2	7
豕庭がら 航子	契約	66	11.9	2	7	18	6	4	9	6	4	10
家庭から保育所・幼稚園等へ	措置	3	0.8	0	0	0	1	0	0	1	0	1
家庭が6保育別・幼稚園寺へ	契約	2	0.4	0	0	1	0	0	0	0	0	1
家庭から一般就労	措置	5	1.3	0	0	2	0	0	0	1	0	2
永庭から 収 航力	契約	13	2.3	0	1	0	0	0	6	1	0	5
家庭から就労支援A・福祉的	措置	16	4.3	0	3	3	2	4	0	2	0	2
就労	契約	36	6.5	0	15	3	1	1	8	1	0	7
家庭から成人通所・生活介護	措置	20	5.3	1	0	8	7	0	2	2	0	0
等事業	契約	41	7.4	2	5	10	3	6	3	4	1	7
宿泊型自立訓練から一般就労等	措置	11	2.9	0	2	3	2	0	3	0	0	1
旧石型日立訓練から一般就分等	契約	11	2.0	0	5	0	0	0	1	0	0	5
企業の寮等から一般就労	措置	6	1.6	0	0	0	2	0	1	1	0	2
正未の気寸から「収肌力	契約	1	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
グループホーム等から一般就労	措置	33	8.8	1	2	10	3	0	10	3	2	2
ブルーブホーム号から 放航分	契約	12	2.2	1	6	0	1	0	2	1	0	1
グループホーム等から福祉的	措置	71	18.9	6	3	9	8	4	13	8	2	18
就労	契約	78	14.1	4	15	11	1	2	16	10	2	17
障害者支援施設に入所	措置	88	23.4	11	3	22	23	1	7	5	1	15
厚音有又汲旭政に八 別	契約	226	40.8	41	28	34	10	40	28	10	4	31
成人援護施設以外の施設入所	措置	5	1.3	0	0	0	2	0	0	0	0	3
从八级设施成以为NVJ施政人所	契約	2	0.4	0	0	2	0	0	0	0	0	0
他の知的障害児施設に変更	措置	17	4.5	0	1	6	6	0	1	1	0	2
他の知的障害尤肥故に変更	契約	13	2.3	1	0	7	1	1	1	1	0	1
他の児童福祉施設に変更	措置	14	3.7	0	2	3	1	0	0	1	1	6
他の元重価値地設に変更	契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 (例…病院等)	措置	20	5.3	1	2	4	5	1	1	2	0	4
C / / 區 (D) - 例记录/	契約	40	7.2	3	9	6	3	0	3	8	1	7
不明	措置	12	3.2	2	0	0	6	0	1	0	0	3
7199	契約	13	2.3	3	0	7	0	0	0	2	1	0
計	措置	376	100	25	19	78	94	10	44	30	8	68
ПП	契約	554	100	57	91	99	26	54	77	44	13	93

表35 24年度退所者の予後指導

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施した	100	57.8	3	16	21	9	8	15	11	3	14
実施していない	55	31.8	3	7	11	7	5	4	4	3	11
無回答	18	10.4	1	2	4	1	1	1	2	2	4
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

【実施した人数】

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
予後指導実施	376	40.4	46	45	61	44	16	68	39	7	50
予後指導実施回数	561	60.3	90	52	114	71	19	148	33	7	27
退所者	930	100	82	110	177	120	64	121	74	21	161

7. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表36〕は、両親世帯が2,319人(40.5%) と前回調査より3.5ポイント減少している。母子世帯の構成比率が32.8%で0.1ポイント減少し、父子世帯の構成比率は13.2%と前回調査と同じ結果であった。親がいない等と推測される「兄弟」「親戚」「祖父母」「その他」が389人(6.8%)と前回調査時点より実人数は減少しているが、割合はほぼ同じである。

祖父母 3.0% 親戚 1.0% 兄弟 0.9% 父子世帯 13.2% 母子世帯 32.8% 世帯の状況

世帯別の措置率をみると母子世帯53.7%, 父子世帯

43.3%, 両親世帯35.4%と, 一人親世帯に措置が多くなっているのは前年度と同様の傾向にあり, 両親世帯にあっても前回調査に比べ1.9ポイント増加している。親戚や祖父母等は契約の法的根拠がどうなっているのか定かではないが, 契約が多くみられていることにも注目したい。また, 兄弟・姉妹で入所しているのが159世帯, 472人で1世帯平均3.0人となっている。

このような状況は、家庭での養育困難、養育・養護力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みで対応することが望まれる。児童福祉法改正での利用契約による施設利用が難しいケースに関して、公的責任で対応する必要性が高いことが示されている。

なお、法定代理人等をみると、未成年後見23人で7名の減、また成年後見8人で10名の減となっている。

表36 家庭の状況

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
両親世帯	人数	2,319	40.5	77	375	489	285	167	308	193	102	323
門 税 匹 市	うち措置	821		14	58	207	202	49	100	70	19	102
母子世帯	人数	1,873	32.8	98	199	424	236	79	283	144	78	332
一一一一	うち措置	1,006		50	82	255	209	38	126	73	14	159
父子世帯	人数	756	13.2	27	111	190	90	26	119	50	31	112
人,四市	うち措置	327		8	34	85	74	10	45	14	10	47
兄弟	人数	51	0.9	2	3	20	6	2	9	2	1	6
)L37	うち措置	23		0	2	4	5	0	7	1	0	4
親戚	人数	60	1.0	6	10	11	7	0	6	0	4	16
术况从	うち措置	34		5	5	7	7	0	2	0	1	7
祖父母が保	人数	169	3.0	7	11	17	24	3	16	10	2	21
護者	うち措置	97		5	4	30	13	4	11	12	5	13
その他	人数	109	1.9	0	10	26	12	2	28	6	9	16
*C V/IE	うち措置	86		0	4	23	10	2	22	7	8	10
未成年後見	人数	23	0.4	2	1	10	4	0	1	1	2	2
不成平仮允	うち措置	20		2	1	9	4	0	1	1	1	1
成年後見	人数	8	0.1	0	2	4	0	0	1	0	1	0
风平极无	うち措置	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	世帯	159		5	18	25	30	5	18	13	11	34
兄弟姉妹	うち措置	106		2	11	17	24	3	16	10	2	21
で入所	人数	472	8.3	21	38	63	112	15	38	36	22	127
	うち措置	313		10	22	42	98	9	34	24	4	70

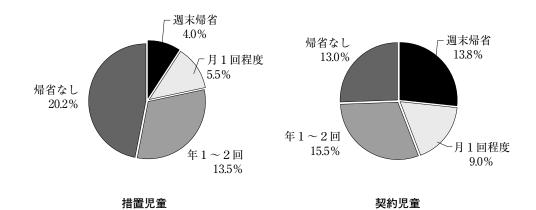
(2) 帰省・面会の状況

先に述べた家庭の状況〔表36〕を背景に帰省の状況〔表37〕をみると、帰省が全く無く家族交流がない児童は1,898人(33.2%)と前回調査より2.1ポイント増加している。

週末帰省は17.8%とやや減少し、月1回程度も17.1%で6割強が年に数回か、まったく帰省できない状況にあるのは前回と同じで、家庭の雰囲気を知らないまま育つ子どもが多いことを示している。

帰省できない理由〔表38〕は、「親がいない」が177人(3.1%)、「家庭の状況(や虐待等の事情)から帰せない」は1,027人(18.0%)、「本人の事情で帰らない」250人(4.4%)と合わせると、家はありながらも何らかの理由で帰省ができない児童の比率は高く、特に家庭の事情で帰らせることのできない児童は前回調査より100人以上増加している。

措置・契約別でみると措置の家庭が帰省・面会が少なく、契約でも全児童の13.0%が帰省できないことは契約制度適用が子どもの最善の利益からみて多くの課題を抱えた制度であるといえよう。



面会等の状況〔表39〕は月 $1\sim2$ 回が21.3%と最も多いが,前回より3ポイント減少している。被虐待等で制限されている児童が163人と前年比22人増加している。家族の訪問なしは,933人(16.3%)で1ポイント強増加している。継続して家庭基盤そのものが脆弱化し,崩壊して入所に至る児童の多いことがここにも表れている。親や家族との関係改善が今後の課題になってくると思われる。

表37 帰省の状況

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
国士温少	措置	228	4.0	5	20	19	80	31	17	30	4	22
週末帰省	契約	789	13.8	24	228	87	71	102	52	84	37	104
月1回程度	措置	312	5.5	6	26	55	94	21	36	28	7	39
月1凹任及	契約	667	11.7	35	133	77	18	15	83	56	37	213
年1.9回	措置	771	13.5	42	75	169	147	29	94	64	13	138
年1~2回	契約	887	15.5	57	105	208	13	22	139	77	30	236
帰省なし	措置	1,156	20.2	44	90	344	208	41	167	64	21	177
神智なし	契約	742	13.0	39	93	204	32	23	133	102	34	82
在籍児童の総数	人	5,719	100	243	706	1,320	599	352	768	628	232	871
(工権) 上型 (7 配数)	日	62,181		6,455	11,024	7,972	3,944	2,486	2,335	2,901	1,314	23,750

^{※%}は在籍数による。不明数は未記入

表38 帰省できない理由

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
対はい、そい、	人数	177	3.1	7	18	47	18	3	38	10	8	28
親がいない	事業所数	78		4	10	19	9	3	14	5	4	10
加加加加加加加	人数	32	0.6	5	5	8	0	1	8	0	1	4
地理的条件	事業所数	22		2	4	6	1	3	1	0	1	4
本人の事情で帰	人数	250	4.4	7	20	100	17	16	28	16	7	39
らない	事業所数	68		3	9	17	6	6	6	7	2	12
家庭状況から帰	人数	1,027	18.0	48	94	326	150	41	163	45	27	133
せない	事業所数	141		5	20	34	15	12	17	11	5	22
2.014	人数	61	1.1	6	7	12	10	0	2	1	5	18
その他	事業所数	16		1	2	5	3	0	1	1	1	2

表39 面会等の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家族の学園に訪問なし	933	16.3	47	109	234	107	20	216	67	29	104
月1~2回来園	1,218	21.3	36	175	263	170	77	166	133	44	154
学期に1~2回来園	909	15.9	35	93	173	129	17	133	122	44	163
年に1~2回来園	895	15.6	73	97	190	105	18	82	97	21	212
職員引率で家庭に	53	0.9	1	1	14	3	2	7	10	3	12
面会の制限の必要な人数	163	2.9	10	10	26	29	9	34	17	5	23
家庭訪問をした	284	5.0	5	42	23	46	20	14	91	10	33

8. 就学の状況

(1) 就学の状況

就学形態〔表40〕では、地域の特別支援学校への通学が135施設2,548人と最も多く、前年も366人の大幅な増加であったが、今回調査でも前回と比べ更に90人増加している。地域の小・中学校の特別支援学級は375人で前回調査より50人減少し、連続して50人規模で減少している。施設隣接提携特別支援学校は28施設(16.2%)601人と11施設339人減少し、訪問教育6施設32人、施設内分校・分教室は施設11施設266人である。また、小中学校の普通学級は10施設11人となっている。入所児の状況の多様化に伴い入所児童の通学校やその手段も広がってきている。全体的には特別支援学校への通学が増えているのは前回と同様の傾向である。

就学前の対応は、園内訓練47施設105人、幼稚園への通園は11施設15人、保育所への通所は3施設28人、通園施設等の療育機関利用は7施設10人と、入所児童の状況に合わせ、社会資源が活用されていることがわかる。

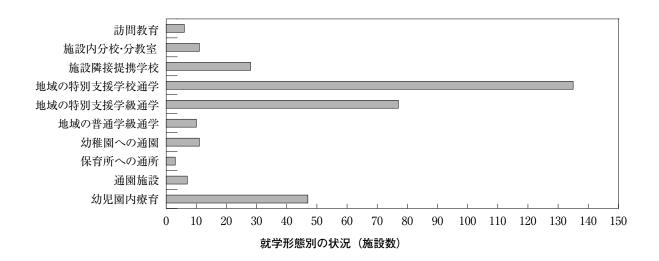


表40 就学形態別の就学状況

	就学形態		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
≅÷E	問教育	人数	32	0.8	0	1	29	1	1	0	0	0	0
記几	可教育	施設数	6	3.5	0	1	2	1	1	0	0	0	0
松雪	設内分校・分教室	人数	266	6.6	62	12	64	128	0	0	0	0	0
儿里	这四万仪 7 7 教室	施設数	11	6.4	3	1	2	5	0	0	0	0	0
施記	没隣接提携特別支	人数	601	15.0	0	108	10	105	109	68	71	40	90
援	学校	施設数	28	16.2	0	5	1	3	7	3	4	1	4
地地	或の特別支援学校	人数	2,548	63.4	69	321	716	242	91	364	217	101	427
通	学	施設数	135	78.0	5	18	34	13	7	16	11	6	25
地地	或の小中学校の特	人数	375	9.3	32	19	91	95	1	32	19	13	73
別	支援学級通学	施設数	77	44.5	5	3	15	12	1	12	5	4	20
地址	或の小中学校の普	人数	11	0.3	1	0	1	1	0	2	1	0	5
通	学級通学	施設数	10	5.8	1	0	1	1	0	2	1	0	4
	幼稚園への通園	人数	15	0.4	0	0	2	8	0	3	0	1	1
	200年图 1000 000	施設数	11	6.4	0	0	2	4	0	3	0	1	1
	保育所に通所	人数	28	0.7	0	10	0	0	11	0	7	0	0
	体 目 / 1 (C) (E / / /)	施設数	3	1.7	0	1	0	0	1	0	1	0	0
就学前	通園施設・児童	人数	10	0.2	0	2	0	0	2	1	0	0	5
一前	デイ等療育機関	施設数	7	4.0	0	1	0	0	2	1	0	0	3
	園内訓練	人数	105	2.6	0	6	32	24	1	4	9	10	19
	图书书的形	施設数	47	27.2	0	4	11	8	1	4	6	5	8
	その他	人数	29	0.7	3	0	0	0	4	1	2	0	19
	てマグル	施設数	7	4.0	2	0	0	0	1	1	2	0	1
通	園・通学児童数	人数	4,020	100	167	479	945	604	220	475	326	165	639
	施設実数	施設数	173		7	25	36	17	14	20	17	8	29

通学する学校の状況〔表41〕は、小学校62施設で70校、中学校59施設で65校、特別支援学校159施設 213校、普通高校 7 施設で 9 校である。

通学する学校の数〔表42〕は、もっとも多い「1校のみ」が76施設(43.9%)と前回調査より若干減少し、一方、「0校」が13施設と9施設増加しているのは児者転換等の方向性が明確になっているための状況ととらえることができよう。前回調査より施設数は減ったが、「5校以上」が12施設(6.9%)あり、児童の状況に合わせた多様な通学先の選択と丁寧な就学支援に取り組んでいる様子がうかがえる。

表41 通学する学校の状況

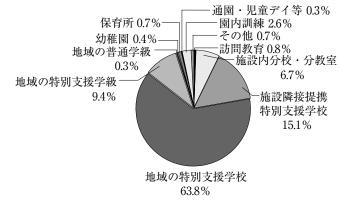
	学校数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
	施設数	70	北伊坦	米北		米伊	401年	八畝	中国	四四	76711
小学校	70	19.6	6	2	12	11	1	10	6	4	18
八子仪	62	35.8	4	2	11	10	1	10	5	3	16
中学校	65	18.2	6	1	15	9	0	8	4	1	21
中子权		34.1	5	1	13	8	0	8	4	1	19
特別支援学校	213	59.7	11	35	45	23	18	24	15	6	36
村別又按子仪	159	91.9	6	22	34	17	14	18	15	6	27
普通高校	9	2.5	1	0	1	2	0	4	0	0	1
百地向仪	7	4.0	1	0	1	2	0	2	0	0	1
学校数	357	100	24	38	73	45	19	46	25	11	76
施設実数	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

表42 通学する学校の数

通学の数	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
0	13	7.5	1	3	2	0	0	1	2	2	2
1	76	43.9	0	18	17	5	10	6	10	3	7
2	26	15.0	1	2	6	4	3	4	1	1	4
3	32	18.5	1	0	6	4	1	5	3	2	10
4	14	8.1	3	1	2	3	0	3	1	0	1
5~	12	6.9	1	1	3	1	0	1	0	0	5
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

就学児童数〔表43〕は3,843人で,在籍児数に占める就学率は67.2%で,前回調査とほぼ同じであった。

学年別では,小学生998人(26.0%),中学生1,104人(28.7%),高等部1,741人(45.3%), となっており,前回調査と比べると小中高ともに実人数は減少している。



形態別の就学児童数

表43 学年別就学数

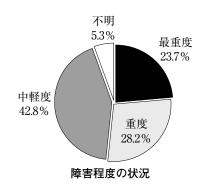
	1 *\frac{1}{2}	、数 就学率		小	学			ı	中 学	ż	i	島 校		
	八奴	机子 学	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3
児童数	3,843	67.2	115	106	126	174	200	277	323	371	410	533	609	599
北海道	165	67.9	2	6	7	4	11	13	18	18	22	17	23	24
東北	458	64.9	11	11	9	17	14	29	32	40	44	75	84	92
関東	913	69.2	27	29	31	55	44	69	72	101	89	120	146	130
東海	557	93.0	21	14	25	33	37	43	60	56	66	64	75	63
北陸	200	56.8	3	7	3	5	11	13	17	27	15	30	38	31
近畿	466	60.7	9	10	10	19	24	34	36	41	56	77	67	83
中国	307	48.9	3	9	12	9	12	19	28	29	30	40	53	63
四国	150	64.7	4	4	9	4	10	13	11	12	23	12	23	25
九州	627	72.0	35	16	20	28	37	44	49	47	65	98	100	88

9. 障害程度の状況

(1) 障害程度の状況

障害の程度別の状況〔表44〕は、最重度1,353人(23.7%)、重度1,615人(28.2%)で、重度児の割合は51.9%である。前回調査との比較では0.9ポイント減少し、ここ数年減少傾向にある。

一方,中軽度は2,448人(42.8%)で前年と比較して1ポイント減少で,数年続いていた中軽度児の増加傾向が前回調査から横ばいまたは若干の減少になっている。



年齢構成で比較すると, 18歳未満までは中軽度が57.3%を占める。しかしながら, 18歳以上は最重度が47.2%, 重度36.9%と, 重度者84.1%と大部分を占めている。

全体としては新入所児童のなかで中軽度化が進む一方,18歳以上の重度者の障害者サービスへの移行が困難で在所延長となっていることが推察される。

表44 程度別の状況

	計	%	最重度	重度	中軽度	不明
計	5,719	94.7	1,353	1,615	2,448	303
%	100		23.7	28.2	42.8	5.3
3歳未満	9	0.2	1	1	7	
3~6歳未満	107	1.9	12	22	73	
6~12歳未満	866	15.1	123	260	483	
12~15歳未満	1,080	18.9	189	284	607	
15~18歳未満	1,773	31.0	282	464	1,027	
18歳以上	1,581	27.6	746	584	251	

地区別での障害程度〔表45〕は、各地区で障害の程度の割合に差が見られ、北海道は、最重度>中軽度>重度の順で高く、東北・東海・北陸・近畿・四国では中軽度>重度>最重度、関東・中国・九州は中軽度>最重度>重度の順であった。

重度者率をみると昨年度は、北陸 (73.8%) がもっとも高く、次いで北海道 (66.6%)、四国 (58.9%) であったが、今年度は北海道 (65.4%) が北陸を上回り、次いで関東 (57.8%)、近畿 (54.9%) であった。

表45 地区別程度別数

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
最重度	85	136	425	111	52	141	156	47	200	1,353
重 度	74	249	338	149	113	281	149	67	195	1,615
中軽度	82	301	490	334	116	338	241	101	445	2,448
不 明	2	20	67	5	71	8	82	17	31	303
計	243	706	1,320	599	352	768	628	232	871	5,719
重度率	65.4	54.5	57.8	43.4	46.9	54.9	48.6	49.1	45.4	51.9

(2) 重度認定の状況

25年度の重度認定数〔表46〕は、施設数および認定者数とも前年度に比べて増加している。

内訳は、措置662人(措置児の11.6%)、契約1,707人(契約児の29.8%)となり、措置児童について2.7 ポイント、契約児童7.6ポイントの増加が見られる。地区別に見ても、それぞれで重度児の数が異なるのに対し、加算を受けている県にも差が見られる。さらに、重度加算を受ける施設数も前年度に比べて増加している。

強度行動障害認定数〔表47〕はわずか(18施設,33人,0.3%)であり,施設の受入体制や認定のためのハードルの高さ等から認定が進んでいない状況がうかがえる。

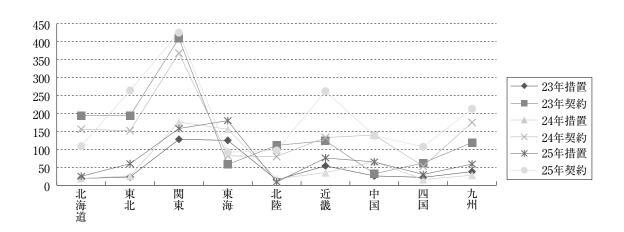


表46 重度認定数

		施設	人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
23年度国重度加算数(措	造置)	75	450	19	23	128	125	15	54	26	22	38
認定率(%)			7.8	4.1	3.3	9.6	19.4	5.0	8.6	5.9	9.2	3.6
23年度国重度加算数(契	2約)	84	1,303	194	194	409	58	111	124	32	62	119
認定率(%)			22.5	42.4	27.8	30.8	9.0	37.0	19.7	7.2	25.8	11.3
24年度国重度加算数(措	措置)	91	540	19	26	176	156	18	35	66	16	28
認定率 (%)			8.9	4.9	3.4	12.4	20.4	7.0	6.1	12.0	5.7	2.7
24年度国重度加算数(契	2約)	102	1,339	156	152	368	82	80	133	140	53	175
認定率(%)			22.2	40.4	19.8	26.0	10.7	31.3	23.0	25.4	18.9	16.8
25年度国重度加算数(措	昔置)	115	662	25	60	158	180	9	76	65	30	59
認定率 (%)			11.6	10.3	8.5	12.0	30.1	2.6	9.9	10.4	12.9	6.8
25年度国重度加算数(契	2約)	123	1,707	109	264	425	92	97	262	138	107	213
認定率 (%)			29.8	44.9	37.4	32.2	15.4	27.6	34.1	22.0	46.1	24.5

表47 強度行動障害認定数

	施設	人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
25年度強度行動障害加算数 (措置)	10	15	0	4	1	6	0	1	1	0	2
認定率(%)		0.3	0	0.6	0.1	1.0	0	0.1	0.2	0	0.2
25年度強度行動障害加算数 (契約)	8	18	0	1	4	1	0	9	3	0	0
認定率(%)		0.3	0	0.1	0.3	0.2	0	1.2	0.5	0	0

10. 重複障害の状況

重複障害の状況〔表48〕は、てんかんが1,289人(22.5%)、自閉症(傾向)が1,633人(28.6%)で前年度に比べて1ポイントの減少、その他の精神障害は538人(9.4%)と1.2ポイント増加している。また肢体不自由等の身体障害、内部障害については多少の増減はあるが変化は少ない。

表48 重複障害の状況

		施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
7/	しかん	157	1,289	22.5	61	190	328	130	62	159	149	42	168
自閉	引症(傾向)	152	1,633	28.6	91	253	381	250	87	195	137	55	184
70	の他の精神障害	95	538	9.4	9	53	78	127	61	59	21	13	117
視貨	党障害	54	89	1.6	6	9	20	5	3	9	22	7	8
聴貨	党障害	46	62	1.1	5	10	13	8	1	4	4	5	12
肢	上肢	58	122		11	18	30	15	0	7	19	5	17
体工	下肢	81	165	8.2	16	33	35	15	4	5	19	10	28
体不自由	体幹	48	121	0.4	3	11	61	16	0	6	4	0	20
曲	運動機能	36	59		0	7	7	14	3	11	8	0	9
	心臓	66	112		11	16	17	16	5	14	9	2	22
内	腎臓	13	16		1	2	2	1	1	0	5	2	2
内部疾	喘息	56	104	6.4	7	14	24	11	6	10	5	3	24
患	糖尿	11	12		1	1	2	1	0	1	4	0	2
	その他	38	123		14	13	10	31	8	4	27	3	13

(複数回答・%は在籍数による)

発達障害等の診断状況〔表49〕では、広汎性発達障害 (PDD) が475人 (8.3%)、アスペルガー症候群 (AS) 32人 (0.6%)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) 238人 (4.2%)、学習障害 (LD) 17人 (0.3%)であった。前年度と比較すると、PDDが1.5ポイント、ADHDにおいて0.4ポイント、LDが0.1ポイントの増加と年々増加の傾向が続いている。

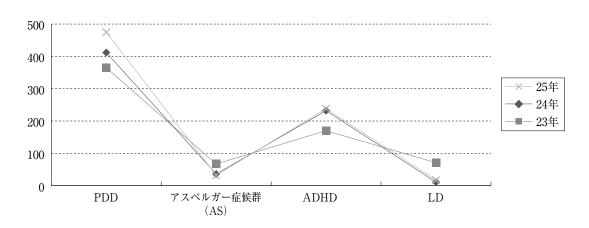


表49 発達障害等の診断状況

	施設	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
PDD	61	475	8.3	24	98	121	40	7	112	35	1	37
アスペルガー症候群 (AS)	24	32	0.6	2	4	4	6	1	4	4	1	6
ADHD	79	238	4.2	7	49	52	34	7	15	26	8	40
LD	10	17	0.3	3	1	2	0	0	8	1	1	1

身体障害者手帳の所持状況〔表50〕は、169施設494人(8.6%)と、前回調査に比べて人数は0.8ポイント増加している。

表50 身体障害者手帳の所持状況

			施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
所	持	施設数	169	97.7	7	23	35	17	14	20	17	7	29
1791	14	人数	494	8.6	37	95	116	45	10	32	93	13	53
	1級	施設数	59	34.1	4	9	11	6	3	9	7	2	8
	1 形又	人数	211	3.7	8	56	53	11	4	11	52	4	12
内	2級	施設数	64	37.0	5	10	13	7	2	5	6	2	14
訳	△ 积久	人数	124	2.2	15	15	17	12	2	11	24	5	23
	3級	施設数	80	46.2	5	12	22	11	3	8	4	2	13
	以上	人数	159	2.8	14	24	46	22	4	10	17	4	18

重度重複加算の状況〔表51〕は、256人(4.5%)の内、措置96人(1.7%)、契約160人(2.8%)で、前年度に比べてそれぞれ0.4ポイント、0.1ポイントと若干の増加が見られる。

表51 重度重複加算の状況

		施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
94年10日 1 日司会粉	措置	22	77	1.3	3	16	10	17	9	2	1	5	14
24年10月1日認定数	契約	40	163	2.7	7	60	9	12	13	17	3	22	20
05年10日1日初点粉	措置	24	96	1.7	3	15	40	21	1	3	0	0	13
25年10月1日認定数	契約	35	160	2.8	8	39	29	6	1	26	20	5	26

11. 療育上の困難な課題の状況

療育上困難な課題を呈する行動〔表52〕を頻度別(重複計上)に調べ、人数は延べ数とした。その結果、月1回の頻度で多い行動は「他傷、他害」450人(7.9%)、「器物破損等激しい破壊行為」329人(5.8%)、「強いこだわり」309人(5.4%)であった。

週1回の頻度では、「強いこだわり」1,464人(25.6%)、「奇声」790人(13.8%)、「他傷、他害」787人(13.8%) という結果となった。

行動類型別にみるとグラフのように「強いこだわり」が1,773人となり、在籍数の31.0%、次いで「他傷・他害」1,237人(21.6%)となっている。療育をする上で課題となるのは、噛みつきや物損といった直接的他害や睡眠の乱れや同一性の保持といった間接的他害が挙げられている。

行動課題の合計では、月1回程度が延べ3,205人、週1回程度が延べ7,168人となっている。

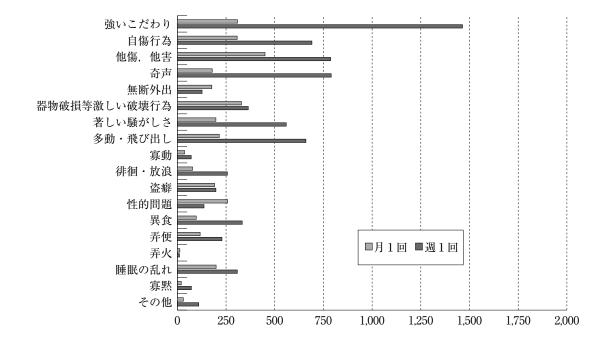


表52 療育上困難な課題を呈する行動

			10-70										1211 1
	頻度	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
強いこだわり	月1回	76	309	5.4	16	25	95	10	4	56	18	22	63
33. 576.10)	週1回	158	1,464	25.6	89	199	285	148	96	202	129	81	235
自傷行為	月1回	96	307	5.4	21	39	82	28	7	47	29	15	39
□ 100 11 and	週1回	147	691	12.1	70	95	134	76	41	86	59	30	100
他傷,他害	月1回	108	450	7.9	42	76	88	51	15	72	34	23	49
	週1回	145	787	13.8	49	89	190	111	50	92	55	37	114
奇声	月1回	74	179	3.1	14	29	44	11	4	32	17	6	22
H)/	週1回	153	790	13.8	66	106	183	64	44	86	58	54	129
無断外出	月1回	63	177	3.1	18	21	47	16	3	16	17	5	34
無例7下四	週1回	35	127	2.2	14	5	29	10	16	21	12	1	19
器物破損等激し	月1回	106	329	5.8	21	44	84	45	14	36	24	20	41
い破壊行為	週1回	97	364	6.4	44	42	71	36	24	37	22	12	76
支し、収ぶしゃ	月1回	66	198	3.5	27	17	49	12	6	31	9	11	36
著しい騒がしさ	週1回	125	559	9.8	50	91	131	53	25	53	32	24	100
夕卦 - 孤元川]	月1回	65	215	3.8	31	37	54	33	8	15	8	4	25
多動・飛び出し	週1回	134	660	11.5	42	88	141	88	43	60	63	24	111
学科	月1回	19	37	0.6	4	4	12	1	0	6	0	0	10
寡動	週1回	38	71	1.2	5	4	19	5	6	13	7	0	12
41-4m +6-2h	月1回	30	78	1.4	18	13	13	7	0	7	12	0	8
徘徊・放浪	週1回	65	257	4.5	12	40	57	14	23	29	14	5	63
Vir side	月1回	78	191	3.3	11	21	41	23	6	29	20	6	34
盗癖	週1回	72	198	3.5	12	23	43	28	8	26	21	4	33
M. AL HH HK	月1回	80	258	4.5	8	22	67	53	10	31	12	4	51
性的問題	週1回	50	137	2.4	7	8	27	12	8	22	6	6	41
шл	月1回	48	97	1.7	1	27	14	13	3	8	13	7	11
異食	週1回	107	333	5.8	27	51	78	23	27	44	19	12	52
三 /2	月1回	57	117	2.0	5	22	33	10	12	16	6	8	5
弄便	週1回	88	229	4.0	13	36	56	19	11	36	16	7	35
	月1回	8	13	0.2	1	0	7	0	0	1	0	0	4
弄火	週1回	2	11	0.2	2	0	9	0	0	0	0	0	0
BERE OF S	月1回	69	199	3.5	13	37	44	14	6	31	15	6	33
睡眠の乱れ	週1回	99	308	5.4	26	54	80	23	18	25	16	18	48
CT III D	月1回	12	20	0.3	0	5	7	0	0	3	1	1	3
寡黙	週1回	36	72	1.3	3	4	35	5	9	1	7	2	6
2 - M	月1回	13	31	0.5	0	3	4	1	3	12	0	0	8
その他	週1回	24	110	1.9	1	25	24	8	5	37	3	0	7
	月1回		3,205		251	442	785	328	101	449	235	138	476
計	週1回		7,168		532	960	1,592	723	454	870	539	317	1,181
		$\overline{}$.,200	$\overline{}$		200	_,502		201	5.5	300	011	-,101

これらの行動に対しての対応の状況〔表53〕について、常時見守りが必要な施設は162施設で児童数 2,076人(36.3%)となっており、前年に比べ7ポイント増加している。

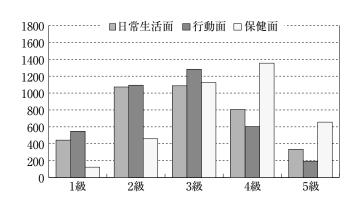
設備面等で安全対策は111施設で739人(12.9%)だった。児童施設全体としての行動面での対策は、 支援の在り方の中心的なテーマとなろう。

表53 対応の状況

	施設	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
常時見守り	162	2,076	36.3	99	251	552	175	83	265	242	126	283
時々声がけ	151	1,897	33.2	66	224	406	255	122	247	197	65	315
設備面等安全対策	111	739	12.9	26	104	200	82	44	122	60	14	87

介護度の状況〔表54〕について、日常生活面・行動面・保健面について日本知的障害者福祉協会の指標で調査した。「不明・無記入」が多くあったがそれを含めて判断した。

介護度の級は、日常生活面・行動面において最も高かったのは「3級」、保健面においては「4級」、常時すべての面で介護を要



する「1級」は、行動面が一番多く、保健面はその4分の1である。

介護を必要とする面が多い場合は、日常生活や行動においての介助が必要になってくるが、保健面は 加齢に伴い体力がつき健康な体に育ち支援度が少なくなる成長過程の一般的な傾向である。反面、通院 や服薬等の医療的ケアにかかる状況は、次項のように慢性疾患や障害に起因する疾患等の対応等、数値 以上に施設としての負担度は高いといえる。

【介護度の指標】

1級	常時全ての面で介護が必要な状態
2級	常時多くの面で介護が必要な状態
3級	時々又は一時的にあるいは一部介護が必要な状態
4 級	点検・注意又は配慮が必要な状態
5 級	ほぼ自立

表54 介護度の状況

介護度	1級	2級	3級	4級	5級	不明	計
日常生活面	443	1,072	1,086	806	335	1,977	5,719
%	7.7	18.7	19.0	14.1	5.9	34.6	100
行動面	546	1,093	1,282	604	194	2,000	5,719
%	9.5	19.1	22.4	10.6	3.4	35.0	100
保健面	123	459	1,124	1,354	656	2,003	5,719
%	2.2	8.0	19.7	23.7	11.5	35.0	100

12. 医療対応の状況

(1) 診療科目の受診・服薬の状況

受診科目別の状況〔表55〕では、小児科・内科は4,221人(73.8%)と昨年度より22.9ポイント減少したが、精神科・脳神経外科3,898人(68.2%)、歯科3,398人(59.4%)、皮膚科2,389人(41.8%)と昨年度と概ね変化はなかった。

年間の通院回数は延べ81,532回, 1施設あたり471.3回, 1人平均13.8回にもなる。児童の通院にかかる支援が施設にとって大きな負担となっている。

表55 受診科目別の通院の状況

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1 施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	160	3,898	68.2	22,524	130.2	3.8
小児科・内科	162	4,221	73.8	23,723	137.1	4.0
外科・整形外科	153	1,504	26.3	4,131	23.9	0.7
耳鼻咽喉科	147	1,909	33.4	6,171	35.7	1.0
歯科	156	3,398	59.4	12,046	69.6	2.0
皮膚科	154	2,389	41.8	8,560	49.5	1.4
眼科	142	1,345	23.5	2,478	14.3	0.4
その他	109	796	13.9	1,899	11.0	0.3
計				81,532	471.3	13.8

表55-2 地区別の状況

			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
** 구	延べ回数	22,524	2,203	3,179	6,534	2,229	1,322	2,781	882	521	2,873
精神科・脳神経外科	実人数	3,898	144	325	1,078	404	134	539	430	223	621
4. IL A LA	延べ回数	23,723	1,777	2,587	6,450	1,750	1,173	4,185	1,676	761	3,364
小児科・内科	実人数	4,221	228	555	1,008	462	190	682	286	148	662
为到 數形 因到	延べ回数	4,131	248	304	931	501	245	723	372	190	617
外科・整形外科	実人数	1,504	73	119	384	169	58	243	115	118	225
17. 自 1111111111111111111111111111111111	延べ回数	6,171	329	838	1,496	847	274	1,048	210	99	1,030
耳鼻咽喉科	実人数	1,909	96	179	478	218	106	378	112	30	312
集到	延べ回数	12,046	652	1,160	2,835	1,410	565	2,634	617	321	1,852
歯科	実人数	3,398	137	303	882	410	185	459	303	97	622
中南印	延べ回数	8,560	1,122	898	2,035	985	579	1,286	289	167	1,199
皮膚科	実人数	2,389	163	241	685	280	90	336	136	59	399
III ⊅ I	延べ回数	2,478	136	185	583	342	135	420	96	85	496
眼科	実人数	1,345	57	91	340	142	104	218	70	40	283
その他	延べ回数	1,899	197	178	305	173	92	301	143	80	430
てマア囮	実人数	796	39	51	147	49	44	190	63	46	167

(2) 服薬の内容

服薬の状況〔表56〕をみると、薬の処方は抗精神薬・抗不安薬1,841人(32.2%)と最も多く、次いで抗てんかん薬1,479人(25.9%)、睡眠薬561人(9.8%)であった。

てんかん発作を有している児童が多いことがあらわれており、抗精神薬・抗不安薬についても障害児の情緒の安定に服薬治療を用いていることが推察される。同様に睡眠薬についても睡眠障害をもつ児者に服薬させているのではないかと推察される。

表56 服薬の状況

	施設数	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
抗てんかん薬	165	1,479	25.9	65	240	348	156	65	166	178	61	200
抗精神薬・抗不安薬	159	1,841	32.2	66	264	463	267	106	226	178	46	225
睡眠薬	126	561	9.8	22	78	133	81	41	77	28	25	76
心臓疾患	31	44	0.8	3	6	8	4	1	10	0	2	10
腎臓疾患	12	13	0.2	1	2	3	0	1	1	2	2	1
糖尿病	11	12	0.2	2	2	3	1	0	1	2	0	1
喘息	76	133	2.3	6	21	34	11	7	12	9	7	26
貧血	33	50	0.9	4	5	16	4	1	9	3	3	5
その他	76	465	8.1	42	146	75	40	10	46	39	21	46

(3) 入院の状況

平成24年度の入院の状況〔表57〕は、99施設(57.2%)で231人、8,322日で、25年度前期の状況〔表58〕もほぼ同様の傾向であった。

表57 24年度入院の状況

入院あり		%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設数	99	57.2	5	15	16	13	6	13	7	3	21
人数	231	4.0	14	31	41	37	7	28	14	3	56
日数	8,322		327	1,023	1,451	872	345	1,289	980	39	1,996

(%はそれぞれ施設数比,措置・契約数比)

表58 25年度前期入院の状況

入院あり		%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設数	70	40.5	3	11	12	9	3	10	7	2	13
人数	124	2,2	8	14	24	21	3	13	12	2	27
日数	4,145		151	502	668	538	27	448	508	10	1,293

(4) 契約制度の影響

契約制度導入の問題として浮上した被保険者証の資格停止等による10割負担児童〔表59〕の状況を見ると、24年度では9地区の内7地区で10割負担児童が計50名にものぼる。また、経済的負担を理由とした通院見合わせ〔表59-2〕は、22人で延べ36回である。医療費の支払いの滞納〔表60〕は、平成25年9月末現在、26人、総額718,360円である。

入所児童の命や健康にかかわることが、保護者の状況によって担保できない状況になっており、児童 の権利擁護に関わる課題として、早急に解決しなければならない。

表59 保険証の資格停止・無保険(契約児)

		%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設数	18	10.4	0	2	4	2	1	2	2	0	5
24年度人数	50	0.8	0	3	6	12	2	14	1	0	12
25年10月1日現在人数	34	0.6	0	5	8	8	0	1	4	0	8

表59-2 経済的負担を理由とした通院見合わせ (24年度~ 25年10月 1 日まで)

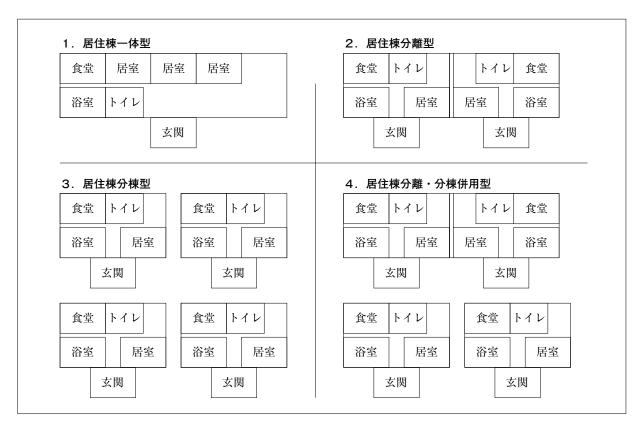
		%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある (人数)	22	0.4	1	1	7	0	0	6	2	0	5
延べ (回数)	36		1	1	12	0	0	7	2	0	13

表60 医療費の支払いの滞納 (25年9月末現在)

		%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある (人数)	26	0.5	0	0	4	0	0	8	1	0	13
延べ (円)	718,360		0	0	111,790	0	0	5,000	242,380	0	359,190

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

- 1. 居住棟一体型 (多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む)
- 2. 居住棟分離型(構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造)
- 3. 居住棟分棟型(生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造)
- 4. 住棟分離・分棟併用型(敷地内に上記2,3を合わせて設けている構造)
- 5. 敷地外に生活の場を設けている

施設の形態〔表61〕は、質の高い暮らしを保障する環境を検討するため上記分類で整理し、調査をしたものである。居住棟一体型が89施設(51.4%)と最も多く、分離型は48施設(27.7%)、分棟型は5施設(2.9%)、分離・分棟併用型は7施設(4.0%)、敷地外に生活の場を設けているのは1施設となっている。児童の生活の場は小規模が適切であるため、今後も生活環境の整備に課題が残っていることが浮き彫りとなった。

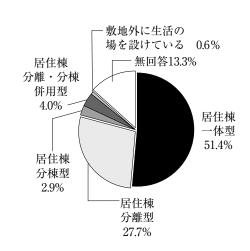


表61 施設の形態

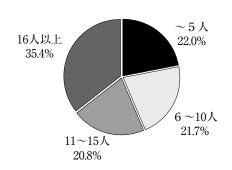
			施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
居任	主棟一体	2型	89	51.4	2	14	21	5	7	11	8	5	16
居任	主棟分離		48	27.7	1	7	8	8	6	4	6	2	6
居任	主棟分棟	東型	5	2.9	0	1	2	0	1	1	0	0	0
居任	主棟分離	生・分棟併用型	7	4.0	1	0	0	3	0	0	1	0	2
敷地	と外に生活	の場を設けている	1	0.6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	食事の	本体から配食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	提供	自前調理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	方法	配食+自前	1	100	0	1	0	0	0	0	0	0	0

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位〔表62〕の設置数について、規模別施設数で最も多かったのは、16人以上が59施設・119単位、11~15人が70施設・70単位、5名以下が26施設・74単位、6~10人が53施設・73単位で、5人以下や6人~10人の小規模な生活単位が前回調査同様に増加傾向にある。また5人以下の生活単位は1施設平均2.8単位、6人~10人が1.4単位となっている。一方、平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は14施設(8.1%)で33単位、



生活単位規模別の状況

171人であった〔表91〕。10人以下の生活単位が147あるが、そのうち加算対象の要件を満たしているのは33単位に止まっていることになる。

表62 生活単位の設置数

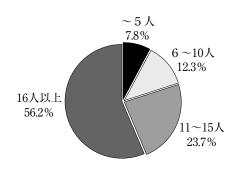
(複数回答)

	~5人規模	6~10人規模	11~15人規模	16人以上	計
計	74	73	70	119	336
%	22.0	21.7	20.8	35.4	100
公立	52	34	26	44	156
民立	22	39	44	75	180
施設数	26	53	70	59	173
施設平均	2.8	1.4	1.0	2.0	1.3

(2) 専任スタッフ数

前項の生活単位におけるスタッフ数〔表63〕は、336単位に対して2,069人配置され、1単位平均6.2人となっている。

専任スタッフ数は、定員6,629人に対して3,349人のスタッフ(直接処遇職員)〔表83〕で対応していることになり、児童2.0人に1名の職員配置と、前年度と同様であるが、詳細についてはV章で触れたい。



規模別の専任職員の状況

表63 専任スタッフ数

	~5人規模	6~10人規模	11~15人規模	16人以上	計
計 (人)	161	254	491	1,163	2,069
単位平均(人)	2.2	3.5	7.0	9.8	6.2
公立	85	95	246	537	963
民立	76	159	245	626	1,106
施設数	21	36	40	63	173
平均(人)	7.7	7.1	12.3	18.5	12.0

3. 居室の状況

居室の状況〔表64〕は、総居室数3,095室で、その内、個室は117施設(67.6%)で1,242室(40.1%)、2人部屋が128施設(74.0%)で1,055室(34.1%)を設置している。前回調査では個室が40.0%、今回は40.1%と変わらず、今後個室化がさらに進むことが望まれる。

また、全体的に少人数化は進んでいるが、依然として4 人部屋が428室13.8%、5人部屋以上の居室が97室3.2%あ り、最低基準改定により居室面積が広くなったが、すべて の施設が基準を満たすにはまだ時間を要すると思われる。

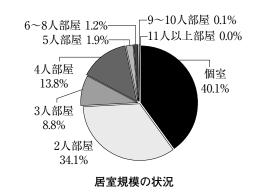
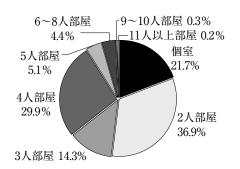


表64 居室の状況

		個室	2人部屋	3人部屋	4 人部屋	5 人部屋	6~8人	9~10人	11人以上	計
	公立	367	390	112	188	22	4	1	0	1,084
	民立	875	665	161	240	36	32	1	1	2,011
全	計	1,242	1,055	273	428	58	36	2	1	3,095
体	%	40.1	34.1	8.8	13.8	1.9	1.2	0.1	0.0	100
	施設数	117	128	65	72	15	12	2	1	173
	%	67.6	74.0	37.6	41.6	8.7	6.9	1.2	0.6	100
	公立	6	10	2	0	0	0	0	0	18
北	民立	41	56	5	10	0	1	0	0	113
北海道	計	47	66	7	10	0	1	0	0	131
	%	35.9	50.4	5.3	7.6	0	0.8	0	0	100
	公立	32	100	15	47	7	0	0	0	201
東	民立	70	52	29	17	5	0	0	0	173
北	計	102	152	44	64	12	0	0	0	374
	%	27.3	40.6	11.8	17.1	3.2	0	0	0	100
	公立	128	90	18	40	0	4	1	0	281
関	民立	138	132	38	52	14	1	0	0	375
東	計	266	222	56	92	14	5	1	0	656
	%	40.5	33.8	8.5	14.0	2.1	0.8	0.2	0	100
	公立	8	57	21	34	15	0	0	0	135
東	民立	208	47	4	6	0	13	0	0	278
海	計	216	104	25	40	15	13	0	0	413
	%	52.3	25.2	6.1	9.7	3.6	3.1	0	0	100
	公立	99	41	9	19	0	0	0	0	168
北	民立	51	6	1	4	2	0	0	0	64
陸	計	150	47	10	23	2	0	0	0	232
	%	64.7	20.3	4.3	9.9	0.9	0	0	0	100
	公立	22	23	9	14	0	0	0	0	68
近	民立	137	118	19	34	7	10	1	1	327
畿	計	159	141	28	48	7	10	1	1	395
	%	40.3	35.7	7.1	12.2	1.8	2.5	0.3	0.3	100
	公立	24	29	14	0	0	0	0	0	67
中	民立	97	106	13	50	1	4	0	0	271
玉	計	121	135	27	50	1	4	0	0	338
	%	35.8	39.9	8.0	14.8	0.3	1.2	0	0	100
	公立	12	10	4	13	0	0	0	0	39
四	民立	22	24	10	0	1	2	0	0	59
玉	計	34	34	14	13	1	2	0	0	98
	%	34.7	34.7	14.3	13.3	1.0	2.0	0	0	100
	公立	36	30	20	21	0	0	0	0	107
九	民立	111	124	42	67	6	1	0	0	351
州	計	147	154	62	88	6	1	0	0	458
	%	32.1	33.6	13.5	19.2	1.3	0.2	0	0	100

部屋規模別の利用者の状況〔表65〕から、居室の規模に応じた児童数を推計すると、2人部屋で2,110人(36.9%)が暮らしている。次いで4人部屋が1,712人(29.9%)、1人部屋(個室)が1,242人(21.7%)、3人部屋が819人(14.3%)となっており、少人数化が進み、個室で生活する児童も年々増加していることがみてとれる。

個々の発達的要求を満たせる規模の居室で暮らすことは, 児童施設の基盤であり、児童の特性に対応し、社会性を育成



居室規模別の児童数

するためにも、個室や2人部屋の整備が重要である。また、生活の機能や要素を各ユニットに完備した 小規模な家庭的規模での生活、いわゆる小規模グループケア等についても、すでに先進的に取り組まれ ている施設等を参考に積極的に取り入れる等、児童本来の暮らし方を保障していかなければならない。

なお、児童福祉法の改正により、居室面積は3.3㎡から4.95㎡に変更されているが、新基準を満たすためには、今後は定員を減らすか、または増改築をしなければならないが、いずれにしても関係機関との調整が必要であり、また、多額の費用がかかるため、すべての施設が基準を満たすことはすぐにはできないという状況がある。

表65	部屋規模別の利用状況

	施設数	%	部屋数	%	利用定数(推計)	%(在籍数比)
個室	117	67.6	1,242	40.1	1,242	21.7
2 人部屋	128	74.0	1,055	34.1	2,110	36.9
3人部屋	65	37.6	273	8.8	819	14.3
4 人部屋	72	41.6	428	13.8	1,712	29.9
5 人部屋	15	8.7	58	1.9	290	5.1
6~8人部屋	12	6.9	36	1.2	252	4.4
9~10人部屋	2	1.2	2	0.1	20	0.3
11人以上部屋	1	0.1	1	0.0	11	0.2
計	173	100	3,095	100	6,456	

^{※「}利用定数(推計)」の「 $6\sim8$ 人部屋」は7 人換算で、「 $9\sim10$ 人部屋」は10 人換算で、「11 人部屋」は11 人換算で算出

4. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され継続している自活訓練事業(及び準じた取り組み)の実施状況〔表66〕は、22施設(12.7%)で取り組まれており、設置主体別では公立が7施設(12.3%)、民立が15施設(12.9%)となっている。公立は前回の10施設から7施設に減り、民立は増えて11施設から15施設となっている。

自活訓練事業等を今後検討するとしている施設は、公立は8施設、民立は23施設である。児童施設で本事業の定着を図るならば、早急な条件整備の取り組みが必要とされている。

表66 自活訓練事業等の実施状況

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
	実施施設数	22	12.7	0	1	5	2	2	5	0	1	6
	実施している	7	12.3	0	0	1	1	2	2	0	0	1
	加算(措置)人	9		0	0	0	2	0	5	0	0	2
公	加算(契約)人	11		0	0	0	0	0	11	0	0	0
	対象外独自加算	25		0	0	12	0	11	2	0	0	0
立	今後検討する	8	14.0	0	3	1	1	1	0	0	0	2
	不明・無回答	42	73.7	1	10	11	4	6	2	3	3	2
	計	57	100	1	13	13	6	9	4	3	3	5
	実施している	15	12.9	0	1	4	1	0	3	0	1	5
	加算(措置)人	12		0	0	6	2	0	4	0	0	0
民	加算(契約)人	8		0	1	2	0	0	2	0	2	1
	対象外独自加算	14		0	1	1	0	0	1	0	0	11
立	今後検討する	23	19.8	0	2	3	3	1	4	2	0	8
	不明・無回答	78	67.2	6	9	16	7	4	9	12	4	11
	計	116	100	6	12	23	11	5	16	14	5	24

5. 苦情解決等の実施状況

苦情受付件数 [表67] をみると、24年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が65施設(37.6%)、総件数は295件、1施設平均4.5件であった。これを件数別にみると、 $1\sim4$ 件が45施設(26.0%)、5件 ~9 件が15施設(8.7%)、10件以上は5施設(2.9%)であった。

苦情の内容〔表67-2〕は、「生活支援に関すること」が52施設・175件・1施設平均3.3件、「施設運営に関すること」8施設・16件、「その他」が30施設・95件で、日常の生活に関する苦情が多くなっている。地域別では、東海が96件と多く、関東35件、九州41件であった。北海道、四国が少ない結果になっている。苦情受付総数は前回の510件から295件に減少しているが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

第三者委員等との相談頻度〔表67-3〕は、162施設が回答し、その活動頻度については最も多いのが「年に1回」70施設(40.5%)、次いで「学期に1回」27施設(15.6%)で、「月1回」は13施設(7.5%)と前回同様、日常的な活動というより形式的なレベルに止まっている状況に変わりはない。「相談の機会はない」との回答は52施設(30.1%)で前回とほぼ同数となっている。一方、今回の調査結果を見ると前回と同様に苦情件数に地域差が大きいことがわかる。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

施設評価は、客観的で公正な立場で行われる必要があるため、専門的な外部機関による第三者評価が必要である。外部の第三者認証機関による第三者評価の実施状況〔表67-4〕は、実施した施設が42施

設 (24.3%), 今後予定している施設が19施設 (11.0%) と, 評価受審に対する意識はまだまだ低いといえよう。

表67 苦情受付件数

	施設数	%	件数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
総数	155		295	1	27	42	96	20	31	30	7	41
0件	90	52.0		4	15	22	6	7	9	9	4	14
1~4件	45	26.0		1	7	8	6	3	5	3	4	8
5~9件	15	8.7		0	2	2	1	2	1	2	0	5
10件~	5	2.9		0	0	1	2	0	1	1	0	0
無回答	18	10.4		2	1	3	2	2	4	2	0	2

表67-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設運営に関する	8	4.6	16	0	2	7	2	0	3	2	0	0
生活支援に関する	52	30.1	175	1	22	15	48	18	24	22	2	23
その他	30	17.3	95	0	3	13	46	2	4	6	3	18

※重複計上

表67-3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
月1回	13	7.5	0	4	5	1	0	0	0	1	2
学期に1回	27	15.6	2	7	6	0	1	4	3	1	3
年に1回	70	40.5	1	7	12	8	9	6	10	2	15
相談の機会はない	52	30.1	4	7	9	7	3	8	4	3	7
無回答	11	6.4	0	0	4	1	1	2	0	1	2

表67-4 第三者認証機関による第三者評価の実施

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施した	42	24.3	0	5	9	4	5	6	7	1	5
していない	107	61.8	6	17	25	9	8	10	8	6	18
今後予定する	19	11.0	1	3	0	3	1	3	2	1	5
無回答	5	2.9	0	0	2	1	0	1	0	0	1

IV 在宅支援サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業及び障害児相談支援事業等の実施状況

(1) 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業を実施している施設〔表68〕は34施設(19.7%), 法人内の他施設が実施している事業所が22施設(12.7%), 合わせて56施設(32.4%)と, 前年調査(63施設35.6%)に比べ減少している。

事業内容では,訪問療育等指導事業が前年度に比べ1,865件の減,外来療育等相談事業が5,057件の減,施設支援事業が2,075件の減となっている。

地域別では、東海地区、四国地区において全般的に大幅な実施件数の減少がみられる。北陸地区では特に外来療育等相談事業で24年度に著しい増加があり、実施が4,277件まで増えていたが、25年度は0件となっている。前年は全般的に増加傾向であったものが減少に転じており、今後の推移を注視していく必要がある。

表68 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業とした事業等)の実施状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	34	19.7	0	8	4	2	1	4	7	1	7
法人内の他施設が実施している	22	12.7	0	4	3	6	1	3	2	1	2
実施していない	117	67.6	7	13	29	9	12	13	8	6	20
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

表69 実施件数

		件数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1	訪問療育等指導事業	5,518	0	746	1,747	26	2	1,036	910	38	1,013
2	外来療育等相談事業	7,135	0	3,129	100	149	0	765	1,073	46	1,873
3	施設支援事業	1,308	0	338	55	15	0	232	369	3	296
	保育所	469	0	118	43	0	0	117	54	3	134
	学 校	257	0	0	0	0	0	15	86	0	156
	作業所	66	0	0	0	9	0	42	13	0	2
	その他	516	0	220	12	6	0	58	216	0	4

(2) 障害児相談支援事業等の実施状況

障害児相談支援事業の事業者指定〔表70〕については、回答のあった173施設中、事業指定を受けて 実施している施設が43施設(24.9%)、今後申請を予定している施設が11施設ある。また、障害者総合 支援法における相談事業〔表70-2〕の指定特定相談事業を実施している施設は25施設、指定一般相談 事業を実施している施設は7施設、両方を実施している施設は12施設となっている。

表70 障害児相談支援事業

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
事業者指定を受けている	43	24.9	1	8	8	2	3	2	5	3	11
今後申請する	11	6.4	0	2	3	2	1	0	0	0	3
実施していない	91	52.6	4	15	17	10	6	12	9	5	13
無回答	28	16.2	2	0	8	3	4	6	3	0	2
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

表70-2 障害者総合支援法の相談支援事業

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
指定特定相談事業を実施	25	14.5	1	3	4	0	3	2	3	2	7
指定一般相談事業を実施	7	4.0	0	1	2	1	0	1	0	1	1
両方実施している	12	6.9	0	4	0	2	1	0	3	0	2
無回答	129	74.6	6	17	30	14	10	17	11	5	19
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

2. 短期入所事業の実施状況

(1) 障害児短期入所事業の実施状況

短期入所事業の実施施設〔表71〕は159か所(91.9%)となっている。〔表71-2〕を見ると、併設型専用居室を設けている施設が76か所、次いで空床型が63か所となっている。単独型は23年度8か所から25年度2か所と減少している。事業の主たる対象者〔表71-3〕では、障害児(87施設)と知的障害者(55施設)で大半を占めている。

表71 児童短期入所事業の実施

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
事業所指定を受けている	159	91.9	6	25	30	17	14	20	14	6	27
今後実施する	3	1.7	0	0	2	0	0	0	0	0	1
指定を受けていない	9	5.2	1	0	2	0	0	0	3	2	1
無回答	2	1.2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

表71-2 【短期入所事業定員・居室数】

		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
空床型	施設数	63	2	10	11	7	4	10	4	1	14
空床+併設型	施設数	18	1	0	6	0	2	7	0	1	1
併設型専用居室	施設数	76	3	15	13	9	8	3	10	4	11
	人数	365	13	53	84	44	28	36	48	10	49
単独型事業所	施設数	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	人数	13	0	0	0	10	0	0	0	0	3

表71-3 【短期入所事業実施の場合の主たる対象者】

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
障害児	87	55.4	5	14	19	12	8	6	9	1	13
知的障害者	55	35.0	0	8	8	5	6	10	2	5	11
身体障害者	1	0.6	0	0	0	0	0	0	1	0	0
精神障害者	1	0.6	0	0	0	0	0	0	1	0	0
無回答	13	8.3	0	3	3	0	0	3	1	0	3

(2) 利用状況 平成23年度および24年度の利用状況

短期入所(宿泊)利用の状況〔表72〕は、利用実人員で22年5,373人、23年5,786人、24年5,931人と毎年増加している。延べ件数は23年に前年比533件の減となったが24年には1,883件の増となっている。また、延べ日数も65,749日で前年比3,914日の増となっている。実人員一人あたりの利用日数(平均11.1日)はやや増加した。1件あたりの利用日数(平均3.2日)については、ほぼ例年並みである。

地区別では、北海道地区で23年に続き実人員・延べ件数が減少、延べ日数が横ばいとなっている。関東地区の実人数の増加、東海地区の実人数の半減、四国地区の述べ件数の大幅な減少などが目につくところであるが、他の地区は微増又は横ばいであった。

短期入所契約者数〔表73〕は、関東・東海地区で減少し、近畿・中国地区で増加しており、合計では256人の減少、施設数で前年比30施設の減少となっているが、1施設あたりの平均契約者数は35.7人と、前年の29.5人から6.2人増加している。

表72 短期入所の利用実績状況

		全利用者数			公立			民立	
	23年度	24年度	前年比	23年度	24年度	25年度 4~9月	23年度	24年度	25年度 4~9月
実人員 (人)	5,786	5,931	145	1,883	2,517	1,521	3,903	3,414	2,117
延べ件数 (件)	18,487	20,370	1,883	5,691	6,637	3,286	12,796	13,733	7,288
延べ日数(日)	61,835	65,749	3,914	19,073	19,360	9,438	42,762	46,389	25,125

【地区別の利用状況】

			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
	実人員 (人)	5,931	66	713	2,086	562	203	737	327	251	986
24年度	延べ件数(件)	20,370	568	1,661	3,823	3,750	1,294	3,008	2,154	613	3,499
	延べ日数(日)	65,749	1,933	4,957	14,985	9,100	2,965	12,357	6,790	1,655	11,007

表73 短期入所の契約状況

	計	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
短期入所の契約人数	3,637	102	184	518	515	563	133	892	239	140	453

3. 日中一時支援事業の実施状況

(1) 日中一時支援事業の状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業〔表74〕を実施している施設は145か所と前年と

変わらないが、北海道地区が前年の8施設から5施設に減り、近畿地区が15施設から19施設に増えている。実施の市町村数は574で、前年より61増加している。

表74 日中一時支援事業の実施状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施している	145	83.8	5	24	27	16	12	19	13	5	24
実施していない	26	15.0	2	1	7	1	2	1	4	3	5
無回答	2	1.2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29
実施の市町村数		574	9	88	157	74	36	62	39	15	94

(2) 日中一時支援事業の利用状況

24年度の利用状況は、4時間未満の延べ人員が60,821人と最も多く、次いで4~8時間、8時間以上と続き、ここ数年の傾向と同様である。全体に実人数は増加しているが延べ人数が減少傾向にあり、放課後等デイサービスなど他のサービスとの併用が増えていると考えられる。

地区別〔表76〕の23年度との比較では、北海道地区、関東地区、九州地区が実人数、延べ人数とも大きく減少しており、近畿地区が実人数、延べ人数とも大きく増加している。

表75 日中利用及び日中一時支援事業の実績

	4 H	未満	4~8	3 時間	8 H	以上
	実人数	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
24年4月~25年3月	7,730	60,821	6,027	33,888	2,507	13,709
25年4月~25年9月	2,904 31,578		3,427	17,989	1,596	8,240

表76 地区別の利用状況

	区分		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
	四刀											
	4 H	実人数	7,730	43	1,051	200	3,308	480	1,130	194	300	1,024
	未満	延べ人数	60,821	1,312	15,530	2,089	6,946	7,152	2,350	9,505	1,790	14,147
	4~8	実人数	6,027	44	743	279	2,486	568	307	217	338	1,048
24年4月~	時間	延べ人数	33,888	628	5,177	2,026	8,888	4,538	2,569	3,304	1,200	5,558
25年3月	8 H	実人数	2,507	17	411	133	801	164	182	137	152	510
	以上	延べ人数	13,709	398	2,051	806	2,111	1,168	1,649	1,935	459	3,132
	計	実人数	16,264	104	2,205	612	6,592	1,212	1,616	548	790	2,582
	#	延べ人数	108,418	2,338	22,758	4,921	17,945	12,858	6,568	14,744	3,449	22,837
	4 H	実人数	2,904	38	820	83	770	259	128	163	144	499
	未満	延べ人数	31,578	652	9,488	943	2,978	3,559	1,107	4,331	837	7,683
	4~8	実人数	3,427	37	545	166	1,254	345	203	189	178	510
25年4月~	時間	延べ人数	17,989	283	3,037	1,084	4,233	2,532	1,192	2,135	518	2,975
25年9月	8 H	実人数	1,596	13	264	85	550	87	149	97	61	290
	以上	延べ人数	8,240	144	1,203	468	1,176	641	1,271	1,223	176	1,938
	計	実人数	7,927	88	1,629	334	2,574	691	480	449	383	1,299
	¤I	延べ人数	57,807	1,079	13,728	2,495	8,387	6,732	3,570	7,689	1,531	12,596

4. 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの実施状況

児童発達支援事業・放課後等デイサービスの実施状況〔表77〕は、回答のあった173施設のうち実施 しているのが32施設(18.5%)で、今後検討すると回答したのは18施設であった。また、児童発達支援 事業の定員数は212人(前年181人)、放課後等デイサービス301人(前年280人)と微増に止まっている。

表77 児童発達支援事業、放課後等デイサービスの実施状況

			計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実	施している(施設数	()	32	18.5	3	5	3	2	1	5	4	2	7
	旧辛欢法士经市类	定員	212		25	50	20	5	0	31	35	10	36
	児童発達支援事業	契約人数	208		18	38	13	3	0	38	46	0	52
	放課後等	定員	301		25	70	30	15	10	45	25	12	69
	デイサービス	契約人数	537		2	234	61	17	8	39	46	14	92
今往	後検討する		18	10.4	0	1	2	2	4	1	3	0	5
	実施している		5	8.8	0	1	0	0	0	2	1	0	1
公	今後検討する		8	14.0	0	1	1	0	3	0	1	0	2
	しない		42	73.7	1	11	10	6	6	2	1	3	2
立	無回答		2	3.5	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	計		57	100	1	13	13	6	9	4	3	3	5
	実施している		27	23.3	3	4	3	2	1	3	3	2	6
民	今後検討する		10	8.6	0	0	1	2	1	1	2	0	3
	しない		76	65.5	2	8	18	7	3	12	9	3	14
立	無回答		3	2.6	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	計		116	100	6	12	23	11	5	16	14	5	24

5. 居宅介護事業(ホームヘルプ)の実施状況

居宅介護事業〔表78〕については、実施しているのは173施設中4施設(2.3%)で、前年度の8施設(4.5%)からさらに減っている。

表78 居宅介護事業の実施状況

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実力		4	2.3	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	登録ヘルパー数(人)	15		0	0	0	0	0	0	0	0	15
	実施している	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公	今後予定する	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実施しない	55	96.5	1	13	11	6	9	4	3	3	5
立	無回答	2	3.5	0	0	2	1	0	0	0	0	0
	計	57	100	1	13	13	6	9	4	3	3	5
	実施している	4	3.4	0	0	0	1	0	0	0	0	3
民	今後予定する	1	0.9	0	0	0	0	1	0	0	0	0
` `	実施しない	107	92.2	5	12	22	10	4	16	14	5	19
立	無回答	4	3.4	1	0	1	1	0	0	0	0	2
	計	116	100	6	12	23	11	5	16	14	5	24

6. グループホーム等の実施状況

グループホーム等の実施状況〔表79〕を見ると、法人内で実施しているとの回答が94施設(54.3%)と、約5割の法人が実施している。

平成24年度の施設からグループホーム等への移行者数〔表80〕は、136人(23年度89人、22年度26人) と増加している。また、民立の施設からの移行者が120人と移行者全体の9割近くを占めている。

表79 グループホーム等 (障害者総合支援法) の実施状況

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
法	人内で実施している	94	54.3	6	15	16	8	7	11	10	4	117
	法人内で実施している	18	31.6	0	4	4	1	3	2	2	0	2
公	実施していない	33	57.9	1	9	4	5	6	2	1	2	3
立	無回答	6	10.5	0	0	5	0	0	0	0	1	0
	計	57	100	1	13	13	6	9	4	3	3	5
	法人内で実施している	76	65.5	6	11	12	7	4	9	8	4	15
民	実施していない	33	28.4	0	1	9	4	1	5	5	1	7
立	無回答	7	6.0	0	0	2	0	0	2	1	0	2
	計	116	100	6	12	23	11	5	16	14	5	24

表80 平成24年度の施設からグループホーム等への移行者数

		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
全体	移行者数	136	7	4	4	3	9	22	57	5	25
主作	施設数	47	3	4	4	3	5	6	7	2	13
公立	移行者数	16	0	2	0	0	7	5	2	0	0
	施設数	9	0	2	0	0	3	2	1	0	1
昆士	移行者数	120	7	2	4	3	2	17	55	5	25
民立	施設数	38	3	2	4	3	2	4	6	2	12

7. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表81〕は、実施しているが156施設(90.2%)で、前年度(148施設・83.6%)と比して微増しているが、受け入れ状況では、昨年大幅に増加した小・中・高校生のボランティア受け入れが48施設(前年82施設)、受け入れ人数1,297人(前年2,550人)、民間ボランティア受け入れ人数7,399人(前年10,437人)と大幅に減少している。また、受け入れ施設については教員の体験実習の49施設(前年76施設)、単位実習 [社会福祉士・主事]の50施設(前年79施設)、施設職員の現任訓練20施設(前年46施設)が減少している。受け入れ人数では、教員の体験実習1,565人(前年471人)、その他2,079人(前年789人)と増加している。

表81 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実	施している	156	90.2	6	23	34	16	13	16	16	5	24
	実施している	50	87.7	0	12	11	7	9	3	3	2	4
公	今後実施予定	3	5.3	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	実施していない	4	7.0	1	0	0	0	0	1	0	1	1
立	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	57	100	1	13	13	6	9	4	3	3	5
	実施している	106	91.4	6	11	23	10	4	14	13	3	22
民	今後実施予定	4	3.4	0	0	0	1	1	0	0	1	1
'	実施していない	6	5.2	0	1	0	0	0	2	1	1	1
立	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	116	100	6	12	23	11	5	16	14	5	24

【事業内容と受け入れ状況】

	総	計	公	立	民	立
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小・中・高校生のボランティア	48	1,297	21	739	27	558
民間作業ボランティア	91	7,399	29	4,004	62	3,395
学校教員・教職免許の体験実習	49	1,565	19	1,376	30	189
単位実習〔保育士〕	143	3,257	43	900	100	2,357
単位実習〔社会福祉士・主事〕	50	349	18	119	32	230
施設職員の現任訓練	20	117	8	67	12	50
その他	53	2,079	17	529	36	1,550

8. 在宅支援サービスの実施状況

短期入所,居宅介護,児童デイサービス以外の在宅支援サービスの実施状況〔表82〕については,送 迎サービス28施設(前年26施設),余暇活動支援26施設(前年19施設)が前年度より増加しているが, 他は横ばいまたは微減の状況になっている。

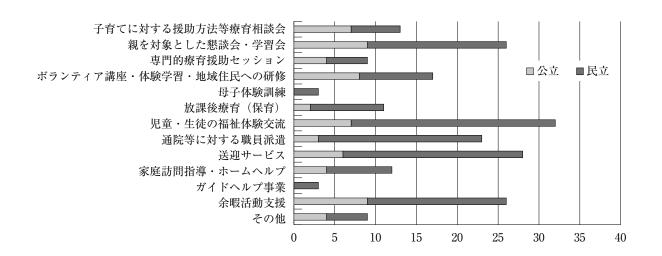


表82 在宅支援サービスの実施状況

サービス内容	施設数	%	公立	民立
子育でに対する援助方法等療育相談会	13	7.5	7	6
親を対象とした懇談会・学習会	26	15.0	9	17
専門的療育援助セッション	9	5.2	4	5
ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修	17	9.8	8	9
母子体験訓練	3	1.7	0	3
放課後療育 (保育)	11	6.4	2	9
児童・生徒の福祉体験交流	32	18.5	7	25
通院等に対する職員派遣	23	13.3	3	20
送迎サービス	28	16.2	6	22
家庭訪問指導・ホームヘルプ	12	6.9	4	8
ガイドヘルプ事業	3	1.7	0	3
余暇活動支援	26	15.0	9	17
その他	9	5.2	4	5

V職員の状況

1. 職員の配置状況

知的障害児施設に従事する職員総数〔表83〕は、4,881人で1施設平均28.2人となっており、国の配置 基準の1,932人と比較すると、2,949人上回っている(短時間非常勤を含む)。

正職員数は3,736人で全職員に占める割合は76.5%,常勤的臨時職員は725人で14.9%,短時間非常勤職員は420人で8.6%となっており,正職員の割合が昨年度に比べ増加し,常勤的臨時職員は減少している。直接支援職員の総数は3,349人で全職員に占める割合は68.6%である。そのうち,正職員数は2,656人で直接支援員総数に占める割合は79.3%,常勤的臨時職員は505人で15.1%,短時間非常勤職員は188人で5.6%となっており,昨年度の調査と比較すると,正職員数の比率がやや増加し,臨時職員数比率が減少している。

看護師の配置は、118施設(68.2%)の施設で正規、短時間等により配置しており、昨年度調査に比較し5%近く増加している。

表83 職員の配置状況

						Į	見	Į		
	職種	国配置	基準数	正職	正職員数		常勤的臨時		短時間非常勤 (パート含む)	
		職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	施設数	職員数	施設数	職員数
施	設 長	170	170	168	166	4	4	0	0	172
事	務員	108	106	257	152	23	22	19	16	299
	児童発達支援管理責任者	100	99	169	158	0	0	0	0	169
	児童指導員	1 001	116	1,228	168	322	86	107	35	1,657
直	保育士 (有資格)	1,091	110	947	161	155	57	64	30	1,166
直接処遇職員	職業指導員	加算あり	26	60	57	10	9	1	1	71
遇職	OT·PT等	2	1	5	2	0	0	0	0	5
員	心理担当職員	加算あり	17	44	38	1	1	7	5	52
	看護師・保健師	加算あり	38	203	94	17	16	9	8	229
	小計	1,093		2,656		505		188		3,349
栄	養士	62	62	122	117	18	18	3	3	143
調	理 員	257	84	261	90	105	48	86	38	452
介	助員	62	62	52	35	59	36	39	21	150
常茧	协医師(嘱託医)	180	101	220	163	11	2	85	38	316
そ	の他			75	28	60	25	110	38	245
	合計	1,932	173	3,736	173	725	173	420	173	4,881
	()内の数字は%			(76.5)		(14.9)		(8.6)		100

2. 職員の勤務状況

職員の年間休日,宿直・夜勤(月平均回数),超過勤務時間は,〔表84〕〔表84-2〕〔表84-3〕のとおりである。

年間休日〔表84〕は、80日未満が5施設(2.9%)、80~100日未満が14施設(8.1%)、100~120日未満が73施設(42.2%)、120日以上が46施設(26.6%)となっており、前年度と比較し100~120日未満の施設が増加し、80~100日未満の施設と120日以上の施設とでわずかに減少している。

宿直・夜勤の月平均回数〔表84 – 2〕は、4回が75施設(43.4%)と最も多い。次いで、5回が29施設(16.8%)、3回が28施設(16.2%)で、全体の73.6%が月平均 $3\sim5$ 回で占められているが、8回以上のところが5施設(2.9%)あった。

超過勤務〔表84-3〕については、全く行われていない施設が16施設(9.2%)と昨年に比して減少している。月平均10時間以下の施設が20施設(11.6%)で最も多い。ただし、46施設(26.6%)が回答を寄せていない。

表84 年間休日

		施設数						
時間	公立	民立	計	%				
80日未満	3	2	5	2.9				
80~100日未満	2	12	14	8.1				
100~120日未満	15	58	73	42.2				
120日以上	28	18	46	26.6				
無回答	9	26	35	20.2				
計	57	116	173	100				

表84-2 宿直・夜勤(月平均回数)

月平均日数	施設数	%	公立	民立
0回	1	0.6	0	1
1回	1	0.6	0	1
2回	2	1.2	2	0
3回	28	16.2	6	22
4回	75	43.4	26	49
5回	29	16.8	8	21
6回	14	8.1	6	8
7回	4	2.3	2	2
8回以上	5	2.9	4	1
無回答	14	8.1	3	11
計	173	100	57	116

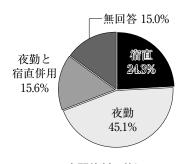
表84-3 超過勤務(月平均時間)

月平均時間数	施設数	%	公立	民立
0時間	16	9.2	7	9
~1時間	18	10.4	3	15
~2時間	16	9.2	5	11
~3時間	21	12.1	6	15
~4時間	12	6.9	4	8
~5時間	15	8.7	6	9
~10時間	20	11.6	10	10
~20時間	8	4.6	5	3
20時間超	1	0.6	0	1
不明・無回答	46	26.6	11	35
計	173	100	57	116

3. 夜間勤務の状況

夜間勤務形態の状況〔表85〕は、宿直体制が42施設(24.3%)、 夜勤体制が78施設(45.1%)、併用制が27施設(15.6%)となって いる。昨年に比べ、宿直体制及び夜勤と宿直の併用制が減少し、 夜勤体制が増加した。

夜間勤務の職員配置状況〔表85-2〕は,「すべての生活単位・ 寮舎ごとに配置」が60施設(34.7%)で昨年の64施設(36.2%) と引き続き減少し,「一部の生活単位・寮舎には単独配置」も14 施設(8.1%)と減少している。「全体をカバーする形で配置」は 79施設(45.7%)と昨年73施設(41.2%)より増加している。



夜間体制の状況

夜間勤務者数〔表85-3〕は2人が60施設(34.7%)と最も多く、次いで3人が19施設(11.0%)、1人が14施設(8.1%)となっている。但し、無回答が61施設(35.3%)と全体に占める割合が最も大きい。 夜間勤務職員1名がみる児童数〔表85-4〕は11~15人及び16~20人の施設が共に32施設(18.5%)と同数で最も多く昨年と同様、次いで10人以下の施設が27施設(15.6%)は前年度に比して減少している。

表85 夜間の勤務形態の状況

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)					
			%	公立	民立
宿直体制	職員数 (人)	159		49	110
	施設数	42	24.3	10	32
夜勤体制	職員数 (人)	227		144	83
	施設数	78	45.1	27	51
夜勤と宿直の併用制	職員数 (人)	86		37	49
反動で相色の所が関	施設数	27	15.6	11	16
無回答	施設数	26	15.0	9	17

表85-2 夜間勤務の職員の配置状況

	施設数	%	公立	民立
すべての生活単位・寮舎ごとに配置	60	34.7	27	33
一部の生活単位・寮舎には単独配置	14	8.1	4	10
全体をカバーする形で配置	79	45.7	20	59
無回答	20	11.6	6	14
計	173	100	57	116

表85-3 夜間勤務者数

夜勤と宿直	施設数	%	公立	民立
1人	14	8.1	2	12
2人	60	34.7	11	49
3人	19	11.0	8	11
4 人	4	2.3	2	2
5人	2	1.2	0	2
6人~	13	7.5	9	4
無回答	61	35.3	25	36
計	173	100	57	19

表85-4 夜間勤務職員1名がみる児童数

	施設数	%	公立	民立
10人以下	27	15.6	13	14
11~15人	32	18.5	8	24
16~20人	32	18.5	9	23
21~25人	15	8.7	4	11
26人以上	18	10.4	3	15
無回答	49	28.3	20	29
計	173	100	58	116

4. 児童と直接処遇(支援) 職員の比率

〔表86〕は児童定員と直接支援職員数の比率である。定員比では、職員1人に対し児童2~2.5人が49施設(28.3%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の合計が137施設(79.2%)となっており、昨年より増加している。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立49施設(86.0%)、民立88施設(75.9%)となっており、公民格差は依然として見られる。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表87〕では職員1人に対して児童2~2.5人が45施設(26.0%)と最も多く,職員1人に対し児童3人以下の施設が合計154施設(89.0%)となっている。設置主体別では,職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計54施設(94.7%),民立では合計100施設(86.2%)となっている。

なお,在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が79施設(45.7%)あり,昨年の71施設(40.1%)に比べ増加した。

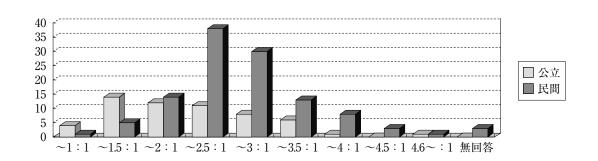


表86 定員:直接処遇職員の比率

定員:職員	~1:1	~1.5: 1	~2:1	~2.5: 1	~3:1	~3.5:1	~4:1	~4.5: 1	4.6~:1	無回答	計
施設数	5	19	26	49	38	19	9	3	2	3	173
%	2.9	11.0	15.0	28.3	22.0	11.0	5.2	1.7	1.2	1.7	100
公立	4	14	12	11	8	6	1	0	1	0	57
%	7.0	24.6	21.1	19.3	14.0	10.5	1.8	0	1.8	0	100
民立	1	5	14	38	30	13	8	3	1	3	116
%	0.9	4.3	12.1	32.8	25.9	11.2	6.9	2.6	0.9	2.6	100

表87 在籍数:直接処遇職員の比率

在籍児:職員	~1:1	~1.5: 1	~2:1	~2.5: 1	~3:1	~3.5:1	~4:1	~4.5: 1	4.6~:1	無回答	計
施設数	21	14	44	45	30	10	6	0	1	2	173
%	12.1	8.1	25.4	26.0	17.3	5.8	3.5	0	0.6	1.2	100
公立	15	8	16	11	4	1	1	0	0	1	57
%	26.3	14.0	28.1	19.3	7.0	1.8	1.8	0	0	1.8	100
民立	6	6	28	34	26	9	5	0	1	1	116
%	5.2	5.2	24.1	29.3	22.4	7.8	4.3	0	0.9	0.9	100

VI 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 運営費収入の状況

施設の運営費については、年度の決算書から回答してもらい〔表88〕に示した。23年度と24年度の比較は正確にはできないが、24年度は1年間の収入が2億円未満の施設が111施設(64.2%)となっている。

表88 施設の経常収入決算額の状況

		23年	F度		24年度			
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立
1億未満	28	15.8	6	22	30	17.3	10	20
1 億~1.5億未満	39	22.0	6	33	39	22.5	9	30
1.5億~2億未満	45	25.4	8	37	42	24.3	5	37
2億~2.5億未満	15	8.5	6	9	18	10.4	7	11
2.5億~3億未満	9	5.1	3	6	9	5.2	5	4
3億以上	31	5.6	6	4	12	6.9	6	6
不明・無回答	24	17.5	23	8	23	13.3	15	8
計	177	100	58	119	173	100	57	116

経常活動による収支 経常支出決算額〔表89〕では、23年度は2億円未満が70施設(39.5%)あり、24年度も82施設(47.4%)となっている。24年度では23年度から5,000万円未満が減少している。

表89 経常活動による収支 経常支出決算額

		23年	F度		24年度						
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立			
~5,000万未満	17	9.6	1	16	10	5.8	2	8			
~1億未満	20	11.3	3	17	24	13.9	4	20			
~2億未満	70	39.5	12	58	82	47.4	19	63			
~3億未満	24	13.6	10	14	23	13.3	10	13			
3億以上	10	5.6	6	4	10	5.8	6	4			
不明・無回答	36	20.3	26	10	24	13.9	16	8			
計	177	100	58	119	173	100	57	116			

当期資金収支差額〔表90〕では、収支差額がマイナスの施設が23年度26施設(14.7%)から24年度32施設(19.9%)へと増加の傾向を示しており、プラスの施設は108施設(61.0%)から111施設(68.9%)と3施設増加した。収支差額が1,000万以上黒字の施設が52施設(30.1%)あった。

表90 当期資金収支差額

		23年	F度		24年度						
	施設数	%	公立	民立	施設数	%	公立	民立			
~△1,001万未満	13	7.3	6	7	17	9.8	8	9			
~△1,000万未満	2	1.1	0	2	12	6.9	3	9			
~△500万未満	11	6.2	0	11	3	1.7	0	3			
0	6	3.4	4	2	4	2.3	1	3			
~500万未満	39	22.0	3	36	37	21.4	7	30			
~1,000万未満	24	13.6	6	18	22	12.7	4	18			
1,000万以上	45	25.4	11	34	52	30.1	17	35			
不明・無回答	37	20.9	28	9	20	15.0	17	9			
計	177	100	58	119	173	100	57	116			

(2) 加算の認定状況

平成21年度に新設された加算の25年度の取得状況〔表91〕は、福祉専門職員配置等加算が142施設 (82.1%)で最も多く、栄養士配置加算が125施設 (72.3%)、看護師配置加算が87施設 (50.3%)、心理担 当職員配置加算が47施設 (27.2%)、栄養マネジメント加算が39施設 (22.5%)であった。これを24年度 と比較すると、看護師配置加算が82施設から87施設に、心理担当職員配置加算が14施設から47施設に、栄養士配置加算が133施設から125施設に、福祉専門職員配置等加算が149施設から142施設になるなど、24年度は大半の加算において施設数が増加していたものに増減がみられる。

また,児童発達支援管理責任者は120施設(67.8%)から129施設(74.6%)に,小規模グループケア加算受給施設は12施設から14施設に増加した。

表91 平成25年度 現行の加算について

		施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
看記	養師配置加算	87	50.3	3	14	16	11	6	10	9	6	12
心理	里担当職員配置加算	47	27.2	1	2	10	7	1	11	4	1	10
栄養	養士配置加算(給付費のみ)	125	72.3	6	21	28	12	8	15	10	7	18
	後マネジメント加算 付費のみ)	39	22.5	1	5	9	6	0	6	4	3	5
	止専門職員配置等加算 ・Ⅱ)	142	82.1	7	20	29	15	10	19	14	6	22
小規	見模グループケア加算受給施設	14	8.1	0	1	3	3	0	2	2	0	3
	小規模グループケア加算箇所数	33		0	4	5	8	0	5	7	0	4
	小規模グループケア加算対象人数	171		0	30	23	18	0	40	48	0	12
1 -	童発達支援管理責任者配 m算	129	74.6	6	18	23	16	10	18	14	6	18
	事業所数	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

(3) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表92〕における人件費等の事務費の補助は、「ある」が45施設(26.0%)、「ない」が103施設(59.5%)と、昨年調査と比べると「ある」が5施設減少し、「ない」が3施設増加している。 事業費に対する加算〔表93-2〕は、「ある」が41施設(23.7%)、「ない」が100施設(57.8%)と、昨 年調査と比べると「ある」が4施設減少し、「ない」が5施設増加している。

表92 自治体の加算措置 -職員配置等の事務費の補助-

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
ある	45	26.0	0	6	10	8	5	6	3	3	4
ない	103	59.5	6	19	22	7	6	9	13	4	17
不明・無回答	25	14.5	1	0	4	2	3	5	1	1	8
計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

表92-2 自治体の加算措置 -事業費に対する加算措置-

		施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
あ	る	41	23.7	0	6	11	7	3	5	2	3	4
	措置のみ	9	5.2	0	1	1	2	0	3	0	1	1
	契約含む	11	6.4	0	1	6	3	0	1	0	0	0
	無回答	21	12.1	0	4	4	2	3	1	2	2	3
な	Λ, ₂	100	57.8	6	17	20	7	8	7	13	4	18
不	明・無回答	32	18.5	1	2	5	3	3	8	2	1	7
	計	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

2. 今後の施設整備計画

施設の築年数〔表93〕は、40年以上が昨年より 1 施設減少し、26施設(15.0%)となった。 $35 \sim 40$ 年未満は 2 施設増加し14施設(8.1%)、 $30 \sim 35$ 年未満は 2 施設減少し 9 施設(5.2%)、 $25 \sim 30$ 年未満 3 施設増加し12施設(6.9%)である。築年数25年以上が59施設(33.3%)から61施設(35.3%)となり、3 割超が老朽改築等を要する時期が来ている。一方、15年未満の施設は67施設(38.7%)となっている。

表93 施設の築年数

	施設数	%	公立	民立
5年未満	24	13.9	2	22
5~10年未満	16	9.2	5	11
10~15年未満	27	15.6	10	17
15~20年未満	19	11.0	8	11
20~25年未満	11	6.4	5	6
25~30年未満	12	6.9	6	6
30~35年未満	9	5.2	5	4
35~40年未満	14	8.1	2	12
40年以上	26	15.0	11	15
不明・無回答	15	8.7	3	12
計	173	100	57	116

老朽化等による改築・大規模修繕の計画〔表94〕では「25年度改築中」12施設(6.9%),「具体的に計画・協議している」12施設(6.9%),「検討している」は35施設(19.8%)から49施設(28.3%)に増

加している。〔表94-2〕では具体的に計画·協議しているうち, 年度まで回答した施設は26年度4施設, 27年度1施設などとなっている。

表94 老朽化等による改築・大規模修繕等の計画

	施設数	%	公立	民立
25年度改築中	12	6.9	6	6
具体的に計画・協議し ている	12	6.9	7	5
施設・法人で検討して いる	49	28.3	12	37
不明・無回答	100	57.8	32	68
計	173	100	57	116

表94-2 具体的に計画・協議している年度

	施設数	%	公立	民立
2014(平成26年度)	4	33.3	2	2
2015(平成27年度)	1	8.3	1	0
2017(平成29年度)	1	8.3	0	1
2020(平成32年度)	1	8.3	1	0
未定	5	41.7	3	2
計	12	100	7	5

3. 在所延長規定の廃止に伴う今後の計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により、従来あった在所延長規定が廃止されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のため障害者支援施設の指定〔表95〕の有無を調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が115施設(65.0%)から120施設(69.4%)に増加、「受けていない」が51施設(28.8%)から42施設(24.3%)に減少し、全体の7割が指定を受けている。

表95 障害者支援施設の指定

				%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
受けている	120	公立	36	63.2	1	11	9	3	3	3	1	2	3
支げている	120	民立	84	72.4	6	10	17	6	2	14	11	1	17
受けていない	42	公立	14	24.6	0	1	3	2	4	0	1	1	2
支げていない	42	民立	28	24.1	0	2	6	4	2	2	2	4	6
無回答	11	公立	7	12.3	0	1	1	1	2	1	1	0	0
無凹台	11	民立	4	3.4	0	0	0	1	1	0	1	0	1
計	173				7	25	36	17	14	20	17	8	29

(2) 今後の対応の方針

改正児童福祉法の在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に 転換するのか方針を定めなければならないこととされている。今後の方針〔表96〕では、「児童施設と して維持する」が125施設(70.6%)から113施設(65.3%)に減少し、「障害者支援施設を併設する」が 33施設(18.6%)から35施設(20.2%)に増加し、「障害者支援施設に転換する」が10施設(5.6%)から 10施設(5.8%)と同様であり、児童施設として維持する方針にわずかながら増減がみられた。

表96 今後の方針

				%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
児童施設として維持する	113	公立	41	71.9	1	9	11	6	6	1	2	1	4
汽里旭畝として飛行する	113	民立	72	62.1	5	7	17	10	2	9	6	3	13
障害者支援施設を併設	35	公立	6	10.5	0	1	1	0	1	1	1	0	1
する	33	民立	29	25.0	0	3	2	1	2	5	6	2	8
障害者支援施設に転換	10	公立	3	5.3	0	2	0	0	0	0	0	1	0
する	10	民立	7	6.0	1	1	4	0	0	0	1	0	0
無回答	15	公立	8	14.0	0	1	1	0	2	2	0	1	1
無凹台	13	民立	7	6.0	0	1	0	0	1	2	1	0	2
計	173				7	25	36	17	14	20	17	8	29

(3) 児童施設の定員について

児童施設としての定員維持の方向性〔表97〕については,「児童施設の定員の変更なし」は,127施設 (71.8%)から110施設(63.6%)に減少し,「児童施設の定員を削減する」が31施設(17.5%)から41施設(23.7%)に増加し,削減予定数は600人から546人と,9%減少している。「定員を削減する」の内訳は,公立9施設220人が10施設138人に,民立が22施設380人から31施設408人となっている。在所延長規定の廃止による満18歳以上の障害者施策への移行,施設基準(居室面積等)の見直し等から児童の定員の見直しの検討が行われている状況を示している。

表97 児童施設としての定員維持の方向性について

				%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員の変更なし	110	公立	35	61.4	1	8	9	5	4	1	3	1	3
足貝の変更なし	110	民立	75	64.7	4	6	19	11	3	6	9	3	14
定員を削減する	41	公立	10	17.5	0	2	1	1	3	1	0	1	1
足員で削減する	41	民立	31	26.7	2	5	2	0	1	7	3	2	9
削減数(人)	546	公立	138		0	10	38	0	30	10	0	30	20
刊 (灰女)	340	民立	408		40	40	45	0	0	81	40	50	112
無回答	22	公立	12	21.1	0	3	3	0	2	2	0	1	1
無 固合		民立	10	8.6	0	1	2	0	1	3	2	0	1
計	173				7	25	36	17	14	20	17	8	29

(4) 障害種別の一元化に向けた対応について

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造についてみると、身体障害の車椅子 対応〔表98〕については、現状で対応が可能な施設が42施設(23.7%)から31施設(17.9%)に減少し、 対応困難な施設が75施設(42.4%)から72施設(41.6%)に減少している。

また, 盲・ろうあ児の受け入れ〔表99〕については, 現状で受け入れ可能とする施設が16施設(9.0%)から11施設(6.4%)に減少し, 受け入れ困難な施設が104施設(58.8%)から100設(57.8%)にわずかに減少している。

前回調査より受け入れ可能と回答した施設が若干減少しており、未だ障害種別の一元化に向けては、 大半の施設において改築等の課題があることがうかがえる。

表98 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
現状で可能	31	17.9	11	20	1	4	5	4	2	2	3	2	8
改築等が必要	57	32.9	18	39	2	9	12	5	5	5	7	2	10
対応困難	72	41.6	23	49	4	9	17	8	4	12	6	4	8
無回答	13	7.5	5	8	0	3	2	0	3	1	1	0	3
計	173	100	57	116	7	25	36	17	14	20	17	8	29

表99 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
現状で可能	11	6.4	3	8	1	2	0	3	0	2	0	1	2
改築等が必要	46	26.6	14	32	2	5	10	6	4	3	6	1	9
受け入れ困難	100	57.8	33	67	4	15	24	8	7	13	10	5	14
無回答	16	9.2	7	9	0	3	2	0	3	2	1	1	4
計	173	100	57	116	7	25	36	17	14	20	17	8	29

4. 在所延長している児童の見通し(本人の能力等からみて)

満18歳以上の在籍児童の今後の退所先の進路に関する見通し〔表100〕は、施設入所支援対象が139施設(78.5%)1,158人から107施設(61.9%)875人に減少し、グループホーム対象が82施設(46.3%)228人から49施設(28.3%)125人に減少し、家庭引き取りが35施設(19.8%)81人が15施設(8.7%)21人に減少し、ほとんどの項目で減少している。また、就労の見通しについては、36施設(20.3%)87人から11施設(6.4%)23人に減少している。

表100 在所延長している児童の今後の見通しとその人数

(重複計上)

			%	公立	民立	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
家庭引取り	施設数	15	8.7	6	9	0	5	3	1	1	1	1	0	3
豕庭り取り	人数	21	1.2	10	11	0	9	3	1	1	1	3	0	3
	施設数	107	61.9	31	76	3	18	23	9	8	15	9	4	18
施設入所 支援対象	人数	875	53.1	207	668	28	158	201	45	32	150	65	72	124
又1友刈 豕	うち移行 可能人数	75	4.5	23	52	2	9	12	5	3	6	20	10	8
	施設数	49	28.3	12	37	1	8	8	3	4	10	4	1	10
グループ ホーム対象	人数	125	7.5	22	103	5	20	15	8	4	31	14	1	27
小一厶刈家	うち移行 可能人数	59	3.5	13	46	0	7	9	6	3	15	9	1	9
就労	施設数	11	6.4	3	8	0	1	2	1	0	3	0	0	4
かしノノ	人数	23	1.3	6	17	0	3	3	2	0	6	0	0	9

(※人数の比率は、満18歳以上在籍人数による。表18-1)

5. 児童相談所との関係

(1) 施設入所に際しての対応について

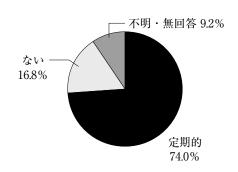
平成18年10月の契約制度導入により施設入所に際しての事務等が変化してきており、その状況について継続して調査している。児童相談所の施設入所に際しての対応〔表101〕の変化は、契約児童の児童票等が送付されなくなった施設が90施設(52.0%)と多く、次いで児童相談所との連携の希薄化が65施設(37.6%)、となっている。また、保護者からの直接の入所依頼が多くなったは41施設(23.7%)が回答している。その状況からか、児童相談所からの保護者への相談が希薄になったは50施設(28.9%)が回答しており、施設から児童相談所への働きかけが必要になっている。

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	
契約児童の児童票等が 送付されなくなった	90	52.0	4	21	19	3	5	9	6	3	20	
保護者からの入所依頼 が多くなった	41	23.7	0	13	10	0	2	1	1	3	11	
児童相談所の相談等施設 との連携が希薄になった	65	37.6	1	15	19	4	5	8	5	3	5	
児童相談所の保護者へ の相談が希薄になった	50	28.9	0	5	19	9	5	4	3	3	2	
その他	13	7.5	0	1	5	2	0	1	2	1	1	

表101 児童相談所の施設入所に際しての対応(重複計上)

(2) 措置後の児童福祉司等の施設への訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設への訪問〔表102〕については、「定期的訪問がある」のは128施設(74.0%)で、「訪問がない」が29施設(16.8%)となっている。訪問にくる児童相談所の箇所数としては、概ね1か所から4か所となっており〔表102-2〕、訪問回数は年1~2回の施設が多い〔表102-3〕。中には年に10回以上の訪問のある施設もあり、児童相談所の取り組みに温度差があることがうかがえる。



児者福祉司の訪問の状況

表102 措置後の児童福祉司等の施設への訪問

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定期的にある	128	74.0	3	17	33	13	10	14	13	4	21
ない	29	16.8	2	7	1	2	2	6	2	2	5
不明・無回答	16	9.2	2	1	2	2	2	0	2	2	3

表102-2 24年度訪問箇所数(児童相談所数)

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1 か所	21	16.4	0	4	1	1	1	2	2	1	9
2 か所	34	26.6	0	3	2	3	7	6	3	2	8
3 か所	22	17.2	1	3	9	1	1	1	5	1	0
4 か所	17	13.3	1	5	5	1	1	1	2	0	1
5 か所	8	6.3	1	0	2	3	0	1	0	0	1
6 か所	5	3.9	0	0	4	1	0	0	0	0	0
7か所	4	3.1	0	0	2	1	0	1	0	0	0
8 か所	1	0.8	0	0	0	0	0	1	0	0	0
9 か所	2	1.6	0	0	1	1	0	0	0	0	0
10か所以上	3	2.3	0	0	2	1	0	0	0	0	0

表102-3 24年度訪問回数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1回	25	19.5	0	8	4	0	2	0	1	1	9
2回	11	8.6	0	0	1	1	1	3	3	0	2
3回	9	7.0	1	2	4	0	0	0	1	1	0
4 回	6	4.7	0	1	1	0	1	1	0	0	2
5回	5	3.9	0	0	2	0	1	1	0	1	0
6回	4	3.1	0	1	1	0	1	0	1	0	0
7回	3	2.3	1	1	0	0	0	1	0	0	0
8回	3	10.3	0	0	1	0	0	1	0	0	1
9回	1	6.3	0	0	0	0	1	0	0	0	0
10回以上	37	28.9	1	1	12	10	3	2	4	0	4

(3) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表103〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」 35施設(20.2%)、「協会部会活動の一環で児童相談所と施設間の協議を実施している」21施設(12.1%)、 「定期的に児童相談所を訪問して協議している」43施設(24.9%)となっている。

契約制度の導入により両者の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできない。

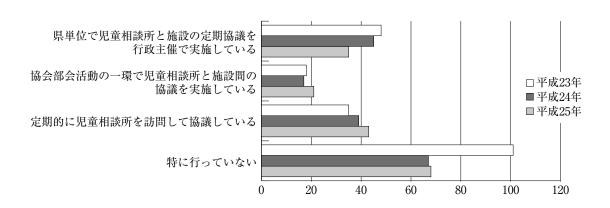


表103 児童相談所との連携

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
県単位で児童相談所と施設の定期協 議を行政主催で実施している	35	20.2	1	6	9	3	4	1	3	2	6
協会部会活動の一環で児童相談所と 施設間の協議を実施している	21	12.1	0	3	6	5	0	1	3	0	3
定期的に児童相談所を訪問して協議 している	43	24.9	2	2	3	6	0	12	7	0	11
特に行っていない	68	39.3	3	16	15	4	6	7	5	6	6
不明・無回答	16	9.2	1	0	4	1	4	0	1	0	5
施設数	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

また、新法63条の3の満15歳以上への対応〔表104〕については、「具体的な対応はしていない」が120施設(69.4%)と最も多い。これは、15歳で成人施設に移行するよりも特別支援学校高等部に進学し、その卒業後に成人施設等の進路を考えるケースが多いためと推察される。

表104 満15歳以上への対応(新法63条の3)

(重複計上)

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設から児相に意見書を提出している	58	33.5	2	9	13	11	3	6	3	1	10
市町村の実施機関に連絡・意見書を 提出している	29	16.8	0	5	6	8	2	2	2	0	4
保護者に援護の実施機関への訪問を 促している	33	19.1	0	5	7	8	1	4	1	1	6
具体的な対応はしていない	120	69.4	3	10	12	2	8	8	13	7	10
施設数	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

6. 契約での利用に関する対応

(1) 利用者負担金の未収状況

利用者負担金の未収状況〔表105〕では、24年度の未収が85施設1,481人(うち23年度未収人数は324人)となっている。前年度調査では、103施設、未納者が1,421人(うち22年度未収人数は261人)であり、相変わらず未納者の人数が多いことが分かる。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があると思われる。

表105 利用者負担金の未収状況

		計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
244	年度未収人数	1,481	106	253	283	65	200	171	65	56	280
施	没数	85	5	16	15	5	5	11	8	2	18
244	年度未収額	102,701	8,499	39,294	21,479	754	3,419	23,994	24,488	2,050	8,764
	うち23年度未収人数	324	32	88	32	4	40	37	28	7	56
	施設数	60	3	13	10	4	3	8	5	3	11
	うち23年度未就額	35,331	5,947	10,285	2,151	141	2,745	7,017	1,388	1,302	4,355

(未収額:単位千円)

(2) 契約利用児の生活への影響について

契約利用児の生活への影響〔表106〕では、「衣類等の準備に支障をきたしている」が27施設49人で前回より減少、「外出等余暇の活動を控えている」が22施設47人でほぼ同じ、「利用料滞納等で親の来園が少なくなった」は27施設33人で、前回調査結果よりもかなり減少している。

表106 契約利用児の生活への影響(学校・医療関係を除く)

			%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
衣服等の準備に支障	施設数	27	15.6	2	2	6	1	1	1	4	1	9
をきたしている	人数	49	1.5	5	3	16	1	1	1	6	6	10
外出等余暇の活動を	施設数	22	12.7	1	2	4	1	0	5	3	1	5
控えている	人数	47	1.5	1	4	1	1	0	5	5	6	11
利用料滞納等で親の	施設数	27	15.6	0	1	7	1	1	5	4	0	8
来園が少なくなった	人数	33	1.0	0	1	9	1	1	7	6	0	8

^{(※}該当数の比率は、契約利用児童の在籍数3,203人による。)

(3) 利用者負担の助成制度

〔表107〕〔表108〕は利用者負担が増えたことによる自治体独自の軽減措置の実施状況についての設問である。

医療費に関する助成〔表107〕は都道府県が助成しているが72施設,そのうち重度のみを対象に助成している都道府県が31施設であった。なお、出身市町村が助成しているのは101施設であった。

利用者負担に関する助成〔表108〕については、都道府県で実施されているとの回答が43施設、出身市町村で実施されているとの回答が52施設となっている。

表107 医療費に関する助成制度

		施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設	と 所在都道府県で助成	72	41.6	3	12	16	4	7	10	9	3	8
	重度のみ	31		2	7	7	1	3	3	1	2	5
	中軽度も対象	3		0	0	0	1	0	1	1	0	0
	無回答	38		1	5	9	2	4	6	7	1	2
出身	市町村で助成	101	58.4	4	16	16	12	10	10	9	3	21
	市町村数	320		9	62	100	36	12	20	20	8	53
	施設数	173	100	7	25	36	17	14	20	17	8	29

表108 利用者負担に関する助成制度

		施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施記	と所在都道府県で助成	43	1	5	10	5	7	5	2	3	5
出身	∤ 市町村で助成	52	1	7	12	4	4	8	5	2	9
	市町村数	126	1	41	35	21	4	3	5	4	12
	計	95	2	12	22	9	11	13	7	5	14

(4) 運営費の激変緩和措置

施設運営費の激変緩和措置の特別対策については、平成23年度激変緩和措置〔表109〕を「受けている」が80施設(45.2%)、「受けていない」が86施設(48.6%)、平成24年度激変緩和措置〔表109 – 2〕を「受けている」が62施設(35.8%)、「受けていない」が98施設(56.6%)となっている。25年度から緩和措置が廃止となったため、施設での財務状況が悪化しないことを願っている。

表109 施設運営費に関する対策(平成23年度激変緩和措置)

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
平成23激減緩和措置を受けている	80	5	15	12	8	3	4	11	6	16
平成23激減緩和措置を受けていない	86	5	7	22	12	7	12	5	3	13
無回答	11	1	2	3	0	2	0	1	1	1
計	177	11	24	37	20	12	16	17	10	30

表109-2 施設運営費に関する対策(平成24年度激変緩和措置)

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
平成24激減緩和措置を受けている	62	2	14	11	4	4	4	9	3	11
平成24激減緩和措置を受けていない	98	5	10	20	10	9	16	8	4	16
無回答	13	0	1	5	3	1	0	0	1	2
計	173	7	25	36	17	14	20	17	8	29

平成25年度 全国障害児入所施設実態調査票

(平成25年10月1日現在)

日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会

※平成25年10月1日現在で記入してください。※設問によっては、平成24年度 H24.4.1~H25.3.31 でご回答ください。※該当する番号及び符号を○印で囲み、空欄部分はご記入ください。

記入者 氏 名	職名	
---------	----	--

なお、本調査票へのご回答は、朱記くださいますようお願いいたします。

I施設の状況

① 施設名								-	ГЕL					
② 所在地	都道府県	名			市区	町村	区分	政令同	方・中杉	柿・区間	・町	•村		
③ 所在地の人	П	1	. 1 万未満、	2.1~5 万未	満 3	. 5	~10 万	未満、	4. 10	~30 万未活	茜 5	5. 30 万以	上	
④ 設置・経営	主体	1	. 公立公営	(ア直営 イ	事業団	ウ	事務組合)	2. 4	公立民営	3	. 民立民営		
⑤ 設置年月日	明治	·	大正・昭	和 · 平成	()年	. 〔西曆	ř ()	年〕()]] () 日		
⑥ 主たる種別			1.知的障害児	2 .自閉症	钽	3.盲	児	4 .ろうあ	児	5.肢体不同	自由児			
⑦ 11 年児者併	設型施設	無・有 → 本体施設[児童・障害者支援施設] → 平成11年度の有効活用策による通知で認可をうけた施設が該当となります。												
⑧ 認可定員		名	9 現員	名	内	訳	措置	名	: 契絲	J 名	内 者加	経過的障害 包設指定者	書	名
⑩ 24 年度在籍	藝内訳			₹1年間の総ね 月までの各月		左籍の	の総数_				<u>名</u>	年間在籍率_		<u>%</u>
⑪ 法改正の対	応		満 20 歳以上 1. 244	:の在籍してい 年4月に受け							3.受	けていない		
⑫ 在籍児の出	身ェリア		(1) 都道府	県の数 ()者	邻道用	守県	(2)	区市	「村の数	()ヶ所		
(三) [1 <u>工</u> 本日ノロック[1 <u>工</u>]			(3) 措置・	契約支給決定	官してい	るり	見童相談	所の数	()ヶ所				

※③の公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。

Ⅱ 在籍児の状況

(1) 年齢別在籍児数 (年齢は平成25年4月2日現在で記入願います。) ※年齢別の人数をご記入ください。

年齢		5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	小計(人)
	男					
現在員	女					
	計					
うち措置児						

年齢		18~19歳	20~29 歳	30~39歳	40 歳~	小計 (人)	合計(人)
	男						
現在員	女						
	計						
うち措置児・者							

満20歳以上

平均年齢 男______ 歳 女_____ 歳 全体 _____ 歳

(「平均年齢」は、18.6歳と記す。小数第2位を四捨五入してください。)

(2) 在籍児(措置・契約)の入所時の状況

① 入所時の年齢(平成25年10月1日現在の在籍児)

(人)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男																		
女																		
計																		

② 上記児童の在籍期間 (平成 25 年 10 月 1 日現在の在籍期間)

(人)

期間	3ヶ月 未満	3~6 ヶ 月未満	~1 年 未満	1~2年 未満	2~3年 未満	3~5年 未満	5~10年 未満	10~15 年未満	15~20 年未満	20 年 以上	計
男											
女											
計											

(3) 平成24年度(24年4月1日~25年3月31日)の新規入所児童の状況

① 年齢別(年齢は入所時の年齢)

	5歳以下	6~11 歳	12~14 歳	15~17 歳	計 (人)
措置					
契約					

② 障害程度別

	A	A-1 • 2	B-1	В-2
措置				
契約				

③ 平成25年度前期(4月~9月)の入所数を記入下さい。

		5歳以下	6~11 歳	12~14歳	15~17歳	計 (人)
25 年度入所者	措置					
4月~9月	契約					

④ 平成24年度に入所した児童の入所前の主たる生活の場

家庭	人	乳児院	人	病院等医療機関	人
他の知的障害児施設	人	児童自立支援施設	人	その他	人
児童養護施設	人	学校寄宿舎	人	計	人

(4) 入所理由 (平成25年10月1日現在の在籍児)

- ※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上してください。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断して主たる要因とそれに付随する要因に分けて記入してください。
- ※2. 24年度入所者の欄は、平成24年度 (H24.4.1~H25.3.31) に入所してきた人についてのみ記入ください。

			在籍者全員	員について		うり	524年度入	所者につい	て
	内 容	主たる	5要因	付随す	る要因	主たる	5要因	付随す	る要因
		措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約
	親の離婚・死別	人	人	人	人	人	人	人	人
	家庭の経済的理由								
	保護者の疾病・出産等								
家族	保護者の養育力・障害理由								
<i>か</i>	虐待・養育放棄								
状	きょうだい等家族関係								
況等	若年親								
,,	地域でのトラブル								
	住宅事情・近隣の事情								
	その他								
	ADL・生活習慣の確立								
	医療的ケア								
本	行動上の課題改善								
人	強度行動障害等								
が状	養育者への乱暴・暴力								
況	多胎や兄弟とも障害								
等	学校での不適応・不登校								
	学校就学・通学								
	その他								

(5) 虐待による入所児の状況

① 平成24年度の入所児童のうち虐待による入所児童数 (児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む)

	計	
男		人
女		人
計		人

② 虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、	契約で入所しているケース	名
--------------------------------	--------------	---

③ 虐待の内容(※複数回答可)

		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他※	計
平成24年度入所	男						人
十,以24 千,及八月	女						人
計		人	人	人	人	人	人
※その他についてご記入	ください	١()	

④ 平成25年10月1日現在	被虐待加算を受けている人数	名
また、上記のほかに被	虐待加算を受けたことがある児童の人数	名

(6) (七) (4) (7) (7) (7) (7) (7)	(6)	在籍児の就学・	就園の状況
---------------------------------	-----	---------	-------

① 学齢期児童の通学先 (平成25年10月1日現在)

就 学 形 態	人数
訪問教育	
施設内分校・分教室	
施設隣接提携特別支援学校	
地域の特別支援学校通学	
地域の小中学校の特別支援学級通学	
地域の小中学校の普通学級通学	
計	人

② 就学前児童の状況

活動形態	人	数
幼稚園への通園		
保育所に通所		
通園施設・児童デイ等療育機関		
園内訓練		
その他		
計		人

③ 就学学年(平成25年10月1日現在)

小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計
												人

④ 通学している学校数

通学校数 小学 校 中学 校 特別支援学校 校 普通高校 校 合計 校

(7) 家庭の状況(平成25年10月1日在籍児童) ※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

人 数	その内措置数
人	人
世帯 人	世帯 人

(8) 帰省について (平成24年度実績) ※契約児童の帰省日数は帰省日・帰園日を除く給付費の減算日数を記入

	週末(隔週)に帰省	月に1回程度	年に1~2回程度	帰省なし
措置	人	人	人	人
契約	人	人	人	人

育できない理由

1. 親がいない	_人	2.	地理的条件で困難	\	3. 本人の事情で帰らない	_ 人
4. 家庭状況から返せない	人	5.	その他(理由)

(9) 面会等 訪問の状況 (平成24年度実績)

家族の学園に訪問なし	人
月1・2回家族が来園	人
学期に1~2回程度家族が来園	人
年に1~2回程度家族が来園	人
職員が引率して家庭で面会	人
面会の制限が必要な子ども	人
家庭訪問した人数	人

(10) 退所児の状況

① 平成24年度の退所児数

	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39 歳	40 歳以上	計
措置	İ.								
契約	J								

② 平成25年度上半期(4月~9月)の退所数

	5歳以下	6~11歳	12~14 歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39 歳	40 歳以上	計
措置	I.								
契約	j								

④ 契約児童で利用料等滞納のまま退所平成24年度_____人平成25年度(9月末)上

⑤ 平成24年度退所者の進路先

進路先	措置	契約	進路先	措置	契約
家庭から就学	人	人	グループホーム等から一般就労	人	人
家庭から保育所・幼稚園等へ			グループホーム等から福祉的就労		
家庭から一般就労			障害者支援施設に入所		
家庭から就労支援A・福祉的就労			成人援護施設以外の施設入所		
家庭から成人通所・生活介護等事業			他の知的障害児施設に変更		
宿泊型自立訓練から一般就労等			他の児童福祉施設に変更		
企業の寮等から一般就労			その他(例…病院等)		

[※] 新事業の場合、生活介護は通所更生、就労支援 A・B は福祉就労、入所施設支援は入所更生・入所授産に読み替え

6	平成24年度に退所した児	童の予後指導	1. 実施した	人	 1 2	2. 実施していない
	*進路先への引継ぎ訪問、	家庭訪問等を含む				

(11) 障害の状況

① 年齢別障害程度の状況 ※平成25年10月1日現在の状況

	3 歳未満	3~6 歳未満	6~12 歳未満	12~15 歳未満	15~18 歳未満	18 歳以上	計
最重度							人
重 度							人
中軽度							人
合 計							人

② 平成 25 年度(10 月 1 日現在) <u>国重度加算認定数 措置費 名</u> 施設給付費(<u>契約</u>	<u>) </u>
--	---

③ 強度行動障害加算認定数 平成 25 年度(10 月 1 日現在) <u>措置 名 契約 名</u>

④ 重複障害の状況(平成25年10月1日現在 ※複数回答可)

〈狂べ人〉

診断名	İ	人数	診断名		人 数
てんかん	てんかん 人 肢体不自由		体幹	人	
自閉症(その傾向も含む)		人	加文件小日田	運動機能	人
その他の精神障害		人		心臓	人
視覚障害		人		腎臓	人
聴覚障害		人	内部疾患	喘息	人
上肢 肢体不自由		人		糖尿	人
放体个目出	下肢	人		その他	人

(5)	発達障害等の診断 <u>PDD</u>	人	アスペルガー症	定候群	_ 人	ADHD	人	LD	_ 人
6	身体障害者手帳所持者	人	→ 程度 1級 _	人	2級_	人	3級以上 _	人	
(7)	重度重複暗害加算認定数	(平成 25 年 10	0月1日現在)	措置	,	契約	Д		

⑧ 行動上の困難さの状況(平成25年10月1日現在 ※複数回答可)

行動特性	月1回程度	週1回以上	行動特性	月1回程度	週1回以上
強いこだわり	人	人	徘徊・放浪	人	人
自傷行為	人	人	盗癖	人	人
他傷、他害	人	人	性的問題	人	人
奇声	人	人	異食	人	人
無断外出で捜索する	人	人	弄便	人	人
器物破損等激しい破壊行為	人	人	弄火	人	人
著しい騒がしさ	人	人	睡眠の乱れ	人	人
多動・飛び出し行為	人	人	寡黙	人	人
寡動	人	人	その他	人	人

⑨ 対応について

介護の程度	人数
常時見守りが必要	人
時々声をかけるなど対応が必要	人
設備面での安全対策を要する	人
計	人

⑩ 介護度(協会指針) ※全国調査の指標を参照し記入

介護度	1級	2級	3級	4級	5級	計
日常生活面						
行動面						
保健面						
計						

(12) 服薬の状況 (平成 25 年 10 月 1 日現在で服薬している数:重複回答可)

① 服薬の内容

		人数		
	抗てんかん薬	人		
向精神薬物	抗精神薬・抗不安薬	人		
	睡眠導入薬	人		
慢性疾患	心臓疾患	人	喘息	人
(1 ヶ月以上服用して	腎臓疾患	人	貧血	人
いる場合)	糖尿病	人	その他	人

② 受診形態と受診科目の状況(平成24年度実績) ※受診科目は平成24年度の実人員と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1. 精神科・脳神経外科	人	口
2. 小児科・内科	人	口
3. 外科・整形外科	人	旦
4. 耳鼻咽喉科	人	口
5. 歯科	人	口
6. 皮膚科	人	旦
7. 眼科	人	口
8. その他	人	П
合 計	人	口

	入院の状況)平成 24 年度の入院	1. 入院あり(_	人 延	ベ日数	_ 日)	2. ない
2)平成 25 年度前期(4 月 ~9 月)の入院	1. 入院あり(_	人 延	ベ日数	目)	2. ない
3)健康保険の資格停止・無保険(契約児)	1.いる(平成 24 年度	延べ 人 平	交成25年10月1	目人)	2.ない
4) 経済的負担で通院を見合わせた事例	平成24年度~5	見在まで 1ある	(人 延^	三 回)	2. ない
5)医療費の支払いの滞納事例	平成 25 年 9 月 5	 末現在 1.いる	(人 延~	べ 円)	2. ない
Ш	生活環境・暮らしの状況					
(1)	施設建物の形態について (該当する番号) ※生活単位とは入所児と固定されたスタ にも独立した形態をもつ単位とします。	ッフを中心に、衣食住な	ど基本的な生活が営	ざまれる基礎グルー	ープであり、環	境・構造的
	 居住棟一体型(多層構造や渡り廊 居住棟分離型(構造上は一体型である)。居住棟分棟型(生活単位がすべて) 居住棟分離・分棟併用型(敷地内) 敷地外に生活の場を設けている(自 SQ ()箇所、その場合、食 	あるが、出入口や仕切り 敷地内に分散した形で設 に上記2,3を合わせて	等を設け、生活単位である。 置されている構造) 設けている構造)		ている構造)	
1	居住スペースと生活援助スタッフの構成に) 生活単位の規模別の状況 下表に数値を、 を選択された施設は、独立した援助(活動	ご記入ください。なお、			てで「1. 居住	主棟一体型」
	生活単位規模	英 ~5 人規模	6~10 人規模	11~15 人規模	15人	以上
	①生活単位の設置数 ②その専任スタッフ数(人)	<u></u>	人		人 人	人
	※ 専任スタッフ数は、規模別に複数の単	, ,	-		<u> </u>	
(3)	居室の形態別の設置数について 居室形態 個室 2 人部屋 3	3人部屋 4人部屋	5 人部屋 6~8 /	人 9~10人	11人以上	新
	居室数					室
(4)	「自活訓練事業」及び準じた取り組み(25年 1. 実施している → 自活訓練加算対象 2. 今後実施する予定		約 人 加算	対象外(独自の事	業) 人	
	平成 24 年度の苦情受付の件数件 ⇒SQ その内容 1 施設運営に関す		生活支援に関する	件	3 その他 _	
(6) 5	第三者委員等との相談の頻度 1.月1回程度 2.学期に1回程	護 3. 年に1回	可程度 4. 村	目談の機会はない		
(7) 3	外部の第三者認証機関による第三者評価の 1. 実施した 2. 実施していな		する			

IV 地域生活・在宅支援サービスの状況

(1)	障害児等療育支援事業	(都道府県の地域生活支援事業による事業等)	及び療育相談事業等
	1. 実施している	2. 法人内の他施設が実施している	3. 実施していない

⇒SQ 実施している場合、事業内容別に平成24年度の実施件数等

事業内容	24年度の件数	
① 訪問療育等指導事業		件
② 外来療育等相談事業		件
	保育所・幼稚園	件
③ 施設支援事業	学校	件
③ 旭双义拔争未	作業所	件
	その他	件

(0)	もまたするようなないこと
(Z)	相談支援事業の実施状況

- ① 障害児相談支援事業
- 1. 事業指定を受けて実施している 2. 今後申請する 3. 実施していない
- ② 障害者総合支援法の相談支援事業 1. 指定特定相談事業を実施している 2. 指定一般相談事業を実施している

(3) 短期入所事業の実施状況

- ① 短期入所事業の指定
 - 1. 障害者総合支援法の事業所指定を受けている
 - ⇒SQ1 指定の形態 (a. 空床型 b. 併設型 専用居室 _____名 c. 単独型 ____名)

- ⇒SQ2 主たる対象者 (a. 障害児のみ b. 知的障害者 c.身体障害者 d. 精神障害者)

⇒SQ3 障害児の短期入所事業 の実績 (実施している事業所のみ) ※平成24年度はH24.4.1~H25.3.31

	実人員(人)	延べ件数 (件)	延べ日数(日)
平成24年4月~25年3月	人	件	F
平成25年4月~25年9月	人	件	日

[⇒]SQ4 短期入所の利用契約を結んでいる人数 _____ 人

- 2. 今後予定する 短期入所事業実施の場合の主たる対象者 (該当に〇)
- 3. 指定を受けていない(今後の予定もない)

(4) 日中一時支援事業の実施

1. 実施している → 実施の市区町村数 _____ 2. 実施していない

⇒SQ 日中一時支援事業の実績(実施している事業所のみ)

時間	4 H	未満	4~	√8 H	8 H	以上
	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数
平成24年4月~25年3月						
平成25年4月~25年9月						

(b) // 甲 // /	(5)	児童発達支援事業、	放課後等デイサービ	ス
---------------	------------	-----------	-----------	---

1. 実施している 2. 今後検討する 3. 実施していない

実施の場合 a 児童発達支援事業 定員 _____ 人 人数 ____ 人

b 放課後等デイサービス 定員 _____ 人 人数 ____ 人

※人数は週に1日以上通園する人数

/ \				
(6)	暗害者総合支援法に	よる民字介護事業 -	(ホームヘルプ)	の実施

1. 実施している(登録ヘルパー 名) 2. 今後予定する 3. 実施していない

(7) グループホーム・ケアホーム (障害者総合支援法) の実施

1. 法人内で実施している (24 年度の GHCH への移行者 1. いる____ 人 2. いない) 2. 実施していない

(8) 福祉教育等の事業の実施

1. 実施している 2. 今後実施予定 3. 実施していない

⇒SQ 平成24年度 (H24.4.1~25.3.31) の受入れ

		人数
① 小・中・高校	人	
② 民間ボランティア		人
③ 学校教員・教職免許の体験実習		人
④ 単位実習 保育士		人
(4) 单位天白	人	
⑤ 施設職員の現任訓練		人
⑥ 上記以外の受入れ(具体的内容)		
		人

- (9) 児童期に視点を当てた在宅支援サービスのうち貴施設が実施している制度外のサービス全てに○をつけてください。
 - 1. 子育てに対する援助方法等療育相談会 2. 親を対象とした懇談会・学習会
 - 3. 専門的療育援助セッション
- 4. ボランティア講座 ・体験学習・地域住民への研修

- 5. 母子体験訓練 6. 放課後療育(保育) 7. 児童・生徒の福祉体験交流 8. 通院等に対する職員派遣

- 9. 送迎サービス
- 10. 家庭訪問指導・ホームヘルプ 11. ガイドヘルプ事業 12. 余暇活動支援

- 13. その他(

)

V職員の状況

(1) 職員の配置状況(平成25年10月1日現在) ※兼務の場合は主たる職種に記入

				現	員	
職種		国配置基準数	正職員数	常勤的臨時	短時間非常勤 (パート含む)	計
施設長						
事 務 員						
	児童発達支援管理責任者					
	児童指導員					
	保育士(有資格)					
直接処遇	職業指導員	加算				
職員	OT・PT等					
	心理担当職員	加算				
	看護師・保健師	加算				
	小計					
栄 養 士	,					
調理員						
介 助 員						
常勤医師(嘱託医)		()	()			()
その他	()	_				
	合 計					

※配置基準数は国の職員設置基準の数 その他には職種名を記載

常勤的臨時 → 正規職員と同等の勤務時間(週32時間以上)で雇用形態が期間契約職員

短時間非常勤 → 正規職員の2/3以下(1日6時間以下週32時間未満)

コーディネーター等補助事業職種は、都道府県の補助事業による加算配置による

(2) 職員の勤務状況 (職員1人平均)

休日	年 間 日	
宿直・夜勤	職員1人月平均	旦
超過勤務の実態	職員1人月平均	時間

(3)	夜間	歯液	につい	17
(1)	TXID	モノバナナ	(-)	. (

① 夜間の勤務形態について該当する番号に○をつけて

1. 宿直体制	
2. 夜勤体制	
3. 夜勤体制と宿直体制併用	

	夜間勤務の職員の配置状況につい	・一・ナルトマボロルへチー	1.7
ツロ	70 10 10 10 10 10 10 10	ハ(製造する本号に()かく)	けて トコレト

- 1. すべての生活単位・寮舎ごとに配置
- 2. 一部の生活単位・寮舎には単独配置
- 3. 全体をカバーする形で配置

\Rightarrow SQ	夜間勤務の職員数	名1名	夜間勤務者がみる平均児童数	
------------------	----------	-----	---------------	--

(4) 児童と直接処遇職員の比率 (平成25年10月1日現在)

*直接処遇職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。

但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。

① 定員との比率

定 員	:直接処遇職員数	=_	*小数点第一位まで
② 在籍児童数との比率	ž		
在籍児童数	÷直接処遇職員数	=	*小数点第一位まで

VI 施設運営・経営の課題

(1) 施設の運営費について

① 運営費の決算状況 ※平成24年度資金収支決算書から施設会計分経理区分から記入をお願いします。

Z		- 0.70
	平成24年度	
経常活動による収支 経常収入決算額		円
経常活動による収支 経常支出決算額		円
当期資金収支差額		円

[※] 当期資金収支差額は、24年度の資金収支差額を記入して下さい。年度末の当期末支払資金残高ではありません。

② 現行の加算について受けているものに〇印を付けてください

- 1. 看護師配置加算 2. 心理職員配置等加算 3.栄養士配置加算(給付費のみ) 4. 栄養マネジメント加算(給付費のみ)
- 5. 福祉専門職員配置等加算 I・II 6. 小規模グループケア加算(箇所 人) 7. 児童発達支援管理責任者配置加算
- ③ 自治体の加算措置について ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」として下さい。
 - 1. 職員配置等の事務費の補助 a. ある b. ない
 - 2. 事業費に対する加算措置 a. ある (その場合 措置のみ 契約も含めて) b. ない
- (2) 今後の施設整備計画について
 - ① 現在の建物の築年数 築
 - ② 老朽化等による改築・大規模修繕等の計画
 - 1. 平成 25 年度 改築中
- 2. 具体的に都道府県と協議している → ____ 年頃に改築等予定
- 3. 施設・法人で検討している

(3) 在所延長規定の廃止に伴う今後の児童	施設としての計画につい	て			
① 障害者支援施設の経過措置の指定	1. 受けている	2. 受けていな	/ Y		
②今後の対応の方針 1. り	見童施設として維持	2. 障害者支援	施設を併設	3. 障害者支援	髪施設に転換
③ 児童施設の定員 1. 現	行定員を維持する	2. 定員を削減す	「る ⇒ 削減数	女	,]
④ 障害種別の一元化に際し、他の障害	の受入れに伴う設備・構	造			
1. 身体障害の車椅子対応 ⇒	a. 現状で可能	b. 改築等が必要	c. 受入れ困	漢	
2. 盲・ろうあ児の受入れ ⇒	a. 現状で可能	b. 改築等が必要	c. 受入れ困	難	
3. グループホームの対象	人 人 うち年度末。 人 うち年度末ま	までに移行が可能な	·		
4. 就労	人				
(5) 児童相談所との関係		等が送付されなく	なった		
① 施設入所に際しての対応について (複数回答)	3. 児童相談所からの	依頼が多くなった 対は談等施設との連 達者への相談が希薄)
② 児童福祉司等の訪問	 平成24年度の訪 児童福祉司等の訪 		目談所数 <u>力</u> 月	<u>「</u>	
③ 児童相談所との連携	2. 協会児童施設分科	於所と施設の定期協 料会の活動の一環で 於所を訪問して協議 、	児相と施設間の協		いる
④ 満 15 歳以上についての対応 (新法 63 条の 3)	2. 市町村の実施機関	-	提出している		
(6) 利用者負担金の未収状況等					
① 利用者負担の未収 平成24年度			総額		
内 3	平成23年度以前の未収分	人	総額	<u>円</u>	
② 未収による契約利用の児童の生活へ					
a. 衣服等の準備に支障をきたしてV		る人			
b. 外出等余暇の活動を控えているり			2. いない		
c. 利用料滞納等で親の来園が少なく	なった児童 1. V	る人	2. いない		
d. その他 ()	
(7) 助成制度					
① 医療費に対する助成制度が	a. 施設所在地の都道府	県 1. ある	(重度・中経度)		2. ない
	b. 出身市町村	1. ある	(その市町村数)	2. ない
② 利用者負担の何らかの助成制度	a. 施設所在地の都道府	県 1. ある			2. ない
		1. ある	(その市町村数)	2. ない
(8) 施設運営費					
24 年度の激変緩和措置	1. 受けている	2. 受けていない			
⇒SQ いわゆる9割補償を受けてい	いた施設のみご回答くだる	さい。			
25 年度から廃止になったことか					
1. 定員を見直し単価改善を図る	。 2. 他の事業を実施	施し収入を増やす	3. 在籍数を確	保する方策を	講じる

4. 特に講じない